

古墳時代

第一節 古墳時代の始まり

一 古墳と古墳時代

弥生時代に続く時代を日本考古学では古墳時代と呼んでいる。

古墳とは平地や山腹などに大きく高く盛土（封土）を行って作り上げた墳墓をいう。古墳の形は前方後円墳や前方後方墳、円墳、方墳、上田下方墳など様々な形を表していたり、また柔らかい岩肌を掘りぬいて墓室を造った横穴墓や、地下式の横穴墓などもある。大きく高く盛り上げた封土の中心には、遺体を葬る棺又は槨として機能を持たせた木棺や石棺・陶棺などがあり、それを保護する石室にも竖穴式石室（槨）や横穴式石室などがある。

古墳時代とは、高塚式の古墳を作り続けた時間帯を指している。すなわち三世紀中頃から七世紀頃までを指し、この期間に作られた前方後円墳などの古墳は全国で二〇万基を数えるといわれる。古墳は綿密な設計・施工のもと、膨大な労力と投資によって築造されたもので、一七〇〇年を超す時間を超越して巨大な記念物として私たちの眼前に存在している。

二 倭国の大乱とその後

古墳時代に先行する弥生時代の我が国の動向を記した文献に『魏志』倭人伝¹がある。その中に

その国、本また男子を以つて王となし、住まること七、八十年。倭国乱れ、相攻伐すること暦年、乃ち共に一女子を立てて王となす。名づけて卑弥呼という。鬼道に事え、能く衆を惑わす。年已に長大なるも、夫婦なく、男弟あり、佐けて国を治む。王となりしより以来、見るある者少なく、婢千人を以て自ら侍せしむ。ただ男子一人あり、飲食

を給し、辞を伝え居処に出入す。宮室・樓觀・城柵、厳かに設け、常に人あり、兵を持して守衛す。(中略)景初二
年六月、倭の女王、大夫難升米等^{なんしやまい}を遣わし郡に詣り、天子に詣りて朝献せんことを求む。太守劉夏、吏を遣わし、將つ
て送りて京都に詣らしむ。(後略)

とある。景初二年は三年の誤りであるが、西暦二二九九年に倭の女王卑弥呼が中国三国時代・魏の明帝に朝献を願い出ている。前段の「相攻伐すること暦年」について『後漢書』倭伝では「桓靈間倭国大乱更相攻伐歴年」とし、桓帝・靈帝間即ち西暦二四七年～一八九年としている。また『梁書』倭伝では「漢靈帝光和中倭国乱相攻伐歴年」とし、光和中即ち西暦一七八～一八四年とする。この『梁書』倭伝の記事は後漢書倭伝に「安帝の永初元年、倭の国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う。」という永初元年(一〇七)の朝貢の記事に「住まること」七・八〇年を加算して得た数字であろうと推定される。男王帥升^{すしやう}等の治世した一〇七年前後から七・八〇年は、倭国は安定していたとするが、その後長年にわたって相攻伐する「倭国の大乱」が起こったことを伝えている。これは従来、弥生時代中期の日本の内乱とされていたが、最近の研究では弥生時代から古墳時代への過渡期の出来事であるとの見解がある。

倭国の大乱後、卑弥呼の治世が始まる。すなわち三世紀中頃から倭国は安定を見せ始め、国々の首長を束ねる邪馬台国Ⅱ倭(ヤマト)政権の胎動をみるのであるが、更に『魏志』倭人伝は

卑弥呼以て死す。大いに冢を作る。徑百余歩、徇葬する者、奴婢百余人。更に男王を立てしも、國中服せず。更々相誅殺し、当時千余人を殺す。また卑弥呼の宗女壹与年十三なるを立てて王となし、國中遂に定まる。政等、檄を以て壹与を告諭す。壹与大夫率善中郎將掖邪狗等二〇人を遣わし、政等の還るを送らしむ。因つて台に詣り、男女生口三〇人を献上し、白珠五千孔・青大勾珠二枚・異文雜錦二〇匹を貢す。

と記している。倭国は卑弥呼を共立・推戴することで国中が治まっていたものの、卑弥呼が死すると再び乱世に突入し、卑弥呼の宗女壹与の推戴でもって安定した、と伝える。倭人の条はここで終わっており、その後の様子はうかがい知ることができない。

その後、中国の史書に現れるのは、倭王讃が中国・南朝宋に入貢したことを記載する『宋書』倭国伝に登場するまでであり、約一五〇年の空白期が存在する。しかしその間も表4-1に記載するように百濟等をはじめとした記述は認められ、全く交渉が無かったわけではない。

前掲魏志では倭人伝の前に、烏丸鮮卑東夷伝うがんせんびとういを載せている。この中の弁辰べんちん（弁韓）の条で

国、鉄を出す、韓、濊、倭皆従いて之を取る。諸市で皆鉄を用いて買う、中国の銭を用いるが如し、また以って二郡に供給す。

と記し、倭が渡海して鉄を入手していたことを記している。文中の倭については日本を指す字であれば、倭人と記すべしとの意見もあり、この場合の倭は朝鮮半島南海部に住む種族であるとの見解もある②。

我が国の資料では『日本書紀』神功紀四十六年（西暦三六六年、近肖古王二十一年）条の百濟近肖古王から五色の綵絹、角の弓箭とともに「鉄鋌四十枚」が送られたことを記し、更に五年条（西暦三七二年、近肖古王二十八年）には「七枝刀一口。七子鏡一面」の献上と、「谷那の鉄山」のことを載せている。

事実我が国の古墳からは鉄素材としてもたらされた鉄鋌が、奈良県奈良市ウワナベ古墳陪塚（大和六号墳）などから出土し、また、本県では小値賀町神ノ崎遺跡③で弥生時代中期後半の板状鉄斧が出土するなど、記述の裏づけをするような遺物が出土している。このように弥生時代以降倭人の鉄に対する要求は強く、史上にのぼる以上の攻伐はあったものと解せられる。

『宋書』倭国伝には、倭王の遣使を八回ほど載せている。いずれも叙位に関する記事が多く、国内外に関し前記のような様々な緊張状態があったことが推察される。時期は古墳時代中期のことであり、その前後我が国は遣隋使・遣唐使等の派遣で中国文物の摂取に努めたが、百濟滅亡に際して送った援軍が、唐・新羅の連合軍と交戦・敗北（六六三年 白村江の戦）したため、国交の途絶が余儀なくされた。

さて、卑弥呼の治世以前、弥生時代中国漢鏡は北部九州に圧倒的に分布していたのに対し、三世紀初めを境に状況が一

	中国・朝鮮半島のできごと	文献
	秦始皇帝中国を統一	
	秦滅亡	
	前漢成立・劉邦(高祖)	
	衛満、箕子朝鮮を滅ぼし、衛氏朝鮮始まる	
	武帝、衛氏朝鮮を滅ぼして楽浪郡以下4郡設置	
	漢が鉄製武器の輸出解禁○臨屯・真番2郡を廃止	
	朝鮮半島での漢の勢力後退、楽浪郡のみ残る	
	朱(東明王)高句麗を建国	『高句麗本紀』第一
	王莽の新成立	
	王莽敗死し、新滅びる	
	後漢成立・劉秀(光武帝)	
	後漢、楽浪を回復する	
	高句麗、楽浪郡を襲う	『高句麗本紀』第二
		『後漢書』倭伝
		『後漢書』倭伝
		『梁書』倭伝
		『新羅本紀』第二
	倭女王卑弥呼遣使来聘	
	公孫度、遼東侯と称し、楽浪郡を支配	
	公孫康が楽浪郡の南を分割し帯方設置	
	後漢滅亡、三国(魏・呉・蜀)分立時代	
	魏、公孫氏を滅ぼし、楽浪・帯方郡を掌握	
魏倭王に叙任、5尺刀2口、銅鏡百枚などを賜る		『魏志』倭人伝
		『魏志』倭人伝
		『北史』倭国伝
將の印綬を奪拜す		『魏志』倭人伝
		『魏志』倭人伝
		『魏志』倭人伝
女王壹与に檄をもって告諭す○壹与、掖		『魏志』倭人伝
		『魏志』倭人伝
	晋王司馬炎(武帝)、帝を称す	『晋書』倭人伝
	楽浪郡滅亡、この頃百濟、新羅興国	
	高句麗玄菟城攻略、陥落させる	『高句麗本紀』第五
	西晋滅亡	
	司馬邈、東晋興す	
	新羅の使者、倭に至る	
	倭と百濟の連合軍が新羅を破る(神功紀49年条)	『日本書紀』
	百濟近肖古王、七支刀を献ず(神功紀52年条)	『日本書紀』
	鮮卑の拓跋珪、北魏の建国	
		『高句麗広開土王碑銘』
	～589南北朝時代始まる	
		『宋書』倭国伝
に叙任		『宋書』倭国伝
		『宋書』倭国伝
將軍を加える○済死し、世子興、遣使・貢献		『宋書』倭国伝
		『宋書』倭国伝
○使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・		『宋書』倭国伝
		『宋書』倭国伝
秦韓六国諸軍事鎮東大將軍倭王に叙任		『南齊書』倭国伝
		『梁書』倭伝、『南史』倭国伝
		『梁書』倭国伝
		『日本書紀』・『筑後国風土記逸文』
	北周の楊堅(文帝)中国統一・隋	
		『隋書』倭国伝
書を日没する処の天子に致す、恙なきや、		『隋書』倭国伝、『北史』倭国伝、日本書紀
		『隋書』倭国伝、『北史』倭国伝、日本書紀
従い、倭王遣使・入貢		『隋書』倭国伝、『北史』倭国伝、日本書紀
	李淵(高祖)、唐を興す	
	唐、均田制・租庸調制を定める	
		『日本書紀』
		『日本書紀』
	百濟滅亡	
	高句麗滅亡	
	新羅、半島統一	

表4-1 倭中対外交渉年表

時代	西暦	中国年紀	中国王朝	日本年紀	日本のおもなできごと
弥生時代	前期	221	秦		水稲耕作の大陸よりの流入・開始
		206			
		202	前漢		
		194			
	中期	108			
		82			
		75			
		37			
	後期	8	新		
		25	後漢		
		30			
		37			
		57 建武中元2年	後漢・光武帝		倭奴国、奉貢朝賀○光武帝より印綬を賜る
		107 永初元年	後漢・安帝		倭国王帥升等を後漢に朝貢
		147～189	後漢・靈帝		倭国大乱
		174			
		190			
		205			この頃卑弥呼、公孫氏の帯方郡への朝貢を行うか？
		220	三国		
		238	三国・魏・明帝		
		239 景初3年	三国・魏・明帝		6月邪馬台国女王卑弥呼、大夫難升米らを魏に遣使○12月卑弥呼親
		240 正始元年	三国・魏・齊王芳		太守弓遵、建中校梯儻らを遣わし、倭王に詔書・印綬を送致
		241 景初(5)年	三国・魏・明帝		卑弥呼が初めて魏に遣使・朝貢する
		243 正始4年	三国・魏・齊王芳		倭王大夫伊声耆・掖邪狗ら8人を献使。掖邪狗ら率善中郎
		245 正始6年	三国・魏・齊王芳		難升米、黄幢を賜る
		247 正始8年	三国・魏・齊王芳		倭女王、狗奴国との戦況報告○詔書・黄幢を賜る
古墳時代	前期	248 正始年中			卑弥呼以って死す。大いに家を作る。徑百余歩○張政ら倭邪狗ら20人を遣わし、政らの帰国を送り、魏都洛陽に詣でる
		265 泰始元年	西晋・武帝		倭王西晋に献使、入貢
		313			
		315			
		316			
		318			
		367			
		369			
		372			
		386			
	中期	391 太元16年・辛卯年	東晋・孝武帝		倭軍渡海し、百濟・新羅を服属する
		420	南北朝		
		421 永初2年	南朝宋・文帝		倭謨、南朝宋に朝貢し、叙授を賜う
		425 元嘉2年	南朝宋・文帝		倭王讃死し、弟珍立つ○司馬曹達を派遣○安東將軍倭国王
		443 元嘉20年	南朝宋・文帝		倭王濟、遣使入貢、安東將軍倭国王に叙任
		451 元嘉28年	南朝宋・文帝		倭王濟に使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東
		462 大明6年	南朝宋・孝武帝		倭王世子興、安東將軍倭国王に叙任○興死し、弟武立つ
		478 昇明2年	南朝宋・文帝		倭王武、遣使・上表○高句麗の無道を上告、忠節を勧む
	後期	479 建元元年	南朝齊・高帝		慕韓・六国諸軍事安東大將軍倭王に叙任
		建元中	南朝齊・高帝		倭王武、齊の高帝より使持節都督倭・新羅・任那・加羅・
		502 天監元年	南朝梁・武帝		武を持節[都]督六国諸軍事鎮東大將軍に叙する
		527			武を進めて、征東將軍と号させる
歴史時代	前期	589	隋・文帝		筑紫の君・磐井の叛乱
		600 開皇20年	隋・文帝	推古8年	倭王隋都・長安に遣使・入朝
		607 大業3年	隋・煬帝	推古15年	倭王小野妹子を遣使・朝貢○国書に「日出ずる処の天子、
		608 大業4年	隋・煬帝	推古16年	云々」、煬帝これを見て悦ばず
	後期	618	唐		煬帝文林郎裴(世)清を倭国に遣わし宣諭する○清の帰国に
		624		推古32年	
		645		大化元年	大化の改新
		646		大化2年	大化の薄葬令(孝徳紀2年条)
		660		白雉6年	
		663		天智2年	白村江の戦いで、唐・新羅の連合軍に敗れる
		668		天智7年	
		676		天武5年	

変して畿内を中心に分布するようになる。

すなわち、九州を代表する盟主である「奴」国（須玖岡本遺跡）や「伊都」国（三雲南小路遺跡、井原鎧溝遺跡）、「末廬」国（宇木汲田遺跡、桜馬場遺跡）などの首長が楽浪郡を媒介に紀元前後長らく漢鏡を入手・分配することで協調していた状態が、倭国の大乱を契機に漢鏡入手の主体が畿内に移動し、これ以降畿内を中心に漢鏡の入手・分配関係が成立するものとなる。

三 古墳時代の土器

弥生時代や縄文時代は、それぞれの時代を代表する土器、すなわち弥生土器、縄文土器が使用された時間帯を指すのに対し、古墳時代に使用された土器は、古墳時代以降も使用・機能した点において前代の呼称法や概念とは大きく異なっている。

そして古墳時代に使われた土器は古墳土器とは呼ばず、土師器はじと称する。この土師器は弥生式土器の系譜に連なる赤味がかった素焼き土器であるが、その使用期間は古墳時代から平安時代までと長期間にわたって製作・使用された。この土師器という名称は『延喜式』巻二四主計上「土師器一丁・贗土師鏡形五十口」と記述していることから平安時代に使われていたことは確実であり、同系統である古墳時代の土器も土師器と称するようになったのである。しかし、『日本書紀』雄略天皇十七年条には「贗土師部」にえのはじべを設けたという記載があり、その名の起りは古く遡るものと思われる。よって土師器の起源は弥生式土器に連なるものの、古墳の発生をもつて土師器と呼ぶのが通例となっている。ではその下限はというと、土器相の差異でもって峻別することは困難であり、日常生活での主要な容器として機能を喪失したと思われる段階、すなわち須恵器生産の延長上にある中世窯業、施釉陶器の出現をもつて土師器の下限が考えられる。しかし、軟質で赤焼きの土器である土師器の命脈は坏や皿という限られた器種・使用方法のなかで生き続ける。「かわらけ」などと称するものがこの類である。

古墳時代の土器としては、この土師器のほかに須恵器がある。五世紀の前半には我が国に招来されたと考えられる。須

恵器は土師器と違って半地下式に作った登窯で焼成した金属音のする堅い焼き物である。色調は灰色から青灰色に仕上がっており、約一一〇度前後で焼成している。須恵器の成形上の特徴は、土師器と違ってロクロを使用していることである。大型・厚手のものはロクロ上で粘土紐を巻き上げたあと、内側に当て木を当て、外側から叩き板で叩き締め空気を出して成形・焼成する方法で作り上げる。叩き締めることにより内面には青海波文、外面には平行条痕、格子目文などの特徴的な痕跡が残る。坏などの薄手で小型のものはロクロ上で水挽き成形・焼成している。明治時代には朝鮮式土器、祝部式土器とも称されたが、『和名類聚抄』に「須恵宇都波毛乃」と訓じていることから、また、『延喜式』卷二四主計上の左右京、五畿内国の調として「陶器、八丁」などと記しているところから須恵器と称している。この須恵器も土師器同様平安時代の文献に記載されており、当時の主たる日常容器であったことが分かる。この須恵器の起源について記した文献に『日本書紀』がある。一つは垂仁天皇三年条に「是以近江国鏡谷陶人。則天日槍之從人也」とし、もう一つは雄略天皇七年（西暦四六三年）条に「以新漢陶部高貴。鞍部堅貴、画部因斯羅我。錦部定安那錦。譯語卯安那等、遷居于上桃原。下桃原。真神原三所」と記している。いずれの記述も須恵器製作が、我が国古来の伝統技術ではなく、朝鮮半島から招来された技術であり、それは谷陶人や新漢陶部高貴などの製作技術者の渡来をもつて確立したことを物語っている。

四 畿内型古墳と在地の古墳

古墳時代の開始期は三世紀半ば頃、またその終末は七世紀頃とされる。すなわち約三五〇年間の時間幅を古墳時代として取り扱う。古墳時代の開始期については従来四世紀代といわれていたが、国立歴史民俗博物館の炭素一四年代の研究結果では、箸墓古墳から出土した「布留Ⅰ式」土器付着の炭化物の年代が三世紀の中頃と考えるのが合理的であるとの考えを示し、卑弥呼の墓（卑弥呼の死は「四七〇八年頃」として箸墓古墳が現実味を帯びているともいえる）。また、卑弥呼が朝貢した景初三年（二三九）に下賜された銅鏡一〇〇枚が三角縁神獸鏡であるとすれば、全国に配布され畿内型古墳に副葬された鏡は二四〇年以後に行われた可能性が高く、古墳時代の始まりの時期を示すものと考えられる。また、奈良県桜井

市の勝山古墳周溝から出土したヒノキの木製品が年輪年代法による分析で、三世紀初めに伐採されたものとされることも古墳時代の開始期の年代を補強するものであるが、今後の動向が注視される。

我が国における最初期の古墳は、奈良盆地東南部に所在する箸墓古墳という前方後円墳で、全長二七六メートルと巨大である。前時代の弥生時代と大きく異なる点は、巨大な古墳を作れるだけの社会的・経済的基盤を掌握した人物の登場を想定させるのであり、それは王と呼ばれる最高の権力者であった。

もちろん全国各地には前代からの系譜を引く墳墓は存在しており、また时期的にも箸墓古墳と同時代と認められるものも存在している。ただこれらが箸墓古墳と異なる点は、規格的な前方後円形の墳墓とはみなしがたく、それぞれの地域に根ざした要素が多いという点においてである。すなわち、墳墓の形や石室、副葬品などにおいて共通する項目が少なく、同じ組上において論議が困難とも言い換えることができるのである。

しかし、古墳の内部主体や墳丘などにおいて確認される祭祀用や儀礼用の土器においては、庄内式土器とか布留式土器といわれる全国的に斉一化された土師器が出土している。この事実は古墳時代開始期の段階から土器相においては全国的に共通し、前述の墳形や石室、副葬品とは異なつた様相を示すという複雑な面を示している。これは古墳、特に前方後円墳という構築物が「首長霊継承儀礼の場」すなわち祭政（まつりとまつりごと）権の継承を執り行う場所という機能を有しているためであろう。すなわち、その物的証拠品としての内部主体や副葬品が画一化されていないのは、葬送を行う主体が、国家又は氏族あるいは部族のレベル差を示しているものと想定されるのであり、斉一化した土師器の出土は時系列の關係のみを表しているという次元的な違いであると換言できよう。

このように古墳時代の開始期においては、畿内型古墳の各地への浸透・波及が統一国家の誕生であると同義的に言われてきたが、各地の精査を行うと必ずしも進化論的・画一的に収斂されなかつた事実が理解されるのであり、この不連続の連続こそが中央と地方の統一化の実態であると解釈されるのである。

では、畿内型古墳の出現以前の墳墓型式には、どのようなものが存在するのであろうか。例えば墳丘の作り方や葬送儀

礼などが地域ごとに特徴的であり、弁別的である。これはすなわち『魏志』倭人伝にいうような「クニ」として地理的・空間的に連携し、また地縁的又は血縁的、あるいは政治的なまとまりをあらわしていると考えられるのである。

山陽地方では倉敷市の楯築墳丘墓などがある。楯築墓は径四〇^{メートル}の円丘の二方向に突出部が付き、埴輪の前身と思われる「特殊壺」、「特殊器台」形土器などが祭祀用具として出土し、また山陰地方では出雲市西谷三号墓などの四隅突出型墳丘墓などがある。西谷三号墓は長辺四〇^{メートル}ほどの方丘の四隅に突出部があり、墳丘の斜面部には列石や貼り石が施される。墳丘上には埴輪の前身である壺形や器台形の祭祀土器を並べている。九州地方では小郡市の津古生掛古墳は全長約三三^{メートル}を測る前方後円形の墳丘墓である。

このように前方後円形や独特の形をもった大型墳墓は古墳時代以前から前方後円墳成立期にかけて各地に存在しており、前方後円墳の成立が単一的に畿内から各地域に波及したものとは評価できないであろう。

しかしながら、畿内型古墳の全国的な展開は畿内を中心とするヤマト政権の地域への浸透、言い換えれば地域勢力と中央政権との結びつきを少なからず示しているとも評価できるのである。

この前方後円墳や円墳などの古墳は、社会を政治的又は宗教的に統率した人物の墳墓であることは想像に難くなく、また推戴者、被推戴者相互の理解と認識が奥底にあったことは想定できるものである。また同一の価値観が日本全土を席捲した結果であったとも評価できよう。

それが前時代の弥生時代と大きく相異なる点であり、階級社会の誕生という点でも特筆されるのである。もちろん弥生時代の社会・共同体においても階層的な相違は存在したわけであり、事実、『魏志』倭人伝においても、

諸国の文身各々異り、あるいは左にしあるいは右にし、あるいは大にあるいは小に、尊卑差あり。（諸国の入墨はおおの異なり、あるいは左に、あるいは右に、あるいは大きく、あるいは小さく、身分の上下によつて差がある。）、「尊卑各々差序あり、相臣服するに足る。（身分の上下によつておのおの差別・順序があり、たがいに臣服するに足りる。）」、「下戸、大人と道路に相逢えば、逡巡して草に入り、辞を伝え事を説くには、あるいは蹲りあるいは跪き、両手は地に拠り、

これが恭敬を為す。(下戸が大人と道路でたがいに逢うと、ためらって草に入り、辞を伝え事を説く場合には、あるいはうずくまり、あるいは跪ずき、両手は地につけ、恭敬の態度を示す。)

と記し、下戸、大人の別があったことを記している。このように弥生時代の共同体社会には身分的な違いが存在していたし、共同体の維持に伴う他集団との抗争・軋轢の発生は必定であつたろうし、その解決が必要であつた。内在的な、また外交的な諸課題に取り組む統率者の誕生は須らくもたらされたものであろう。役割分担の発生は職能の分化と表裏一体であり、生産活動への従事の軽重をもたらしただであらう。このような内部矛盾を解消する手立てとして、税の公平な負担が促進されたと想定される。『魏志』倭人伝には、

租賦を収む(租賦(ねんぐ・みつぎ)を収める)

と記していることから、高度な租税体制と歳入歳出の勘定が存在したことを裏付けている。このように弥生時代の社会において既に人身の管理や税体系の確立はなされていたのであり、この管理体制がより広範囲に、かつ高度に達成されたときに、畿内型古墳という古墳を出現させる国家体制が整ったと評価されるであらう。またこれは、律令国家を作り出すための統一化がなされた時期・胎動期であるとも言えよう。

註

- (1) 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝 後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』岩波文庫 岩波書店 一九九八
- (2) 鳥越憲三郎『古代朝鮮と倭族』中公新書 中央公論新社 一九九七
- (3) 小値賀町教育委員会『神ノ崎遺跡』小値賀町文化財調査報告書第4集 一九八四

第二節 県内の前方後円墳

市内の古墳時代の遺跡を記す前に、県内の古墳時代の遺跡について概観してみよう。

長崎県学芸文化課が作成して情報公開している『長崎県遺跡情報システム』^①によれば、県内の古墳時代遺跡数は八九七件で、古墳四五六件、墳墓二二件、積石塚六件、遺物包含層二三五件、その他となっている。このうち古墳の件数四五六件のうち、その大半二七八基は壱岐に存在する。

また、大村市内の古墳時代の遺跡は五八件が確認され、四七件が古墳又は墳墓として登録されている。他は遺物の包含層や生活跡である。

県内の前方後円墳を見てもよい。現在二四基の存在が確認され、本土部には八基が存在している(表4-2、以下の記述は壱岐・対馬は省略する)。記述は律令期の郡単位で行っている。

一 松浦郡

郡内には、平戸市の笠松天神社古墳・岳崎古墳がある。

笠松天神社古墳^②は標高三五^{メートル}の低丘陵地に占地し、墳長三四^{メートル}超、後円部径二二^{メートル}、高さ二・五^{メートル}、前方部幅一四^{メートル}、長さ一四^{メートル}、くびれ幅九・六^{メートル}を測る。主軸はN一三七度Eで、東に前方部を向けている。埋葬施設は古く攪乱にあつており不明であるが、小形の板石の存在から竪穴式石室か箱式石棺であつたと想定されている。墳丘には全面に葺石が施工されていた。築造時期は不詳ながら四世紀代であろう。この古墳は里田原遺跡を見下ろす位置にあり、後続する岳崎古墳の存在から当地の首長墓であろう。北には四〇^{センチ}ほどの里免の盆地があり、西には釜田川が開析した水田が展開する。この盆地は古くに班

表4-2 県内古墳編年表

(宮崎貴夫『前方後円墳集成(九州編)』に加筆)

期	時期	須恵器型式	彼杵郡	大村市内の生活遺構など	高来郡	松浦郡
1期	4c前半			冷泉・帯取	丸塚○30	
2期	4c中葉			碑田	守山大塚●70	
3期	4c後半		ひさご塚●58	碑田		笠松天神社●34
4期	4c末～5c初頭		カサンガン●25	碑田		
5期	5c前半		黄金山○	岩名		岳崎●56
6期	5c中葉	TK73		寿石・黒丸・葛城		
7期	5c後半	TK216～208		黒丸・大堂	小野○	
8期	6c初頭	TK23・47	石走1号●30	黒丸		
9期	6c前半	MT15・TK10		黒丸	倉地川●30	
10期	6c後半	TK43・209	鬼の穴○20		一本松○16	宝ヶ峰○
	7c		茶屋の辻● 地堂 玖島崎古墳群 野田○		長戸鬼塚○ 丸尾○ 高下○ 柿の本○	上骨棒○ 小嶋○

●前方後円墳 ○主要な円墳

などの埋葬地として利用されたところである。

また同古墳の北方には、平戸島を指呼に望み、釜田浦を見下ろす台地尖端部の標高二〇メートルほどの位置に岳崎古墳③がある。墳長五六メートル、後円部径三三メートル、高さ六・五メートル、前方部長二五メートル、幅二五メートル、高さ二丁四・五メートル、くびれ部幅一五メートル、高さ一・五～三メートルを測る。主軸はN九六度Eではほぼ東西位で、前方部は西側に向いている。内部主体は墳丘面から一・五メートルほど掘り下がったところで砂岩製板石を用いた蓋石が一・七×一・五メートルの範囲で確認され、また地中レーダーによる探査が蓋

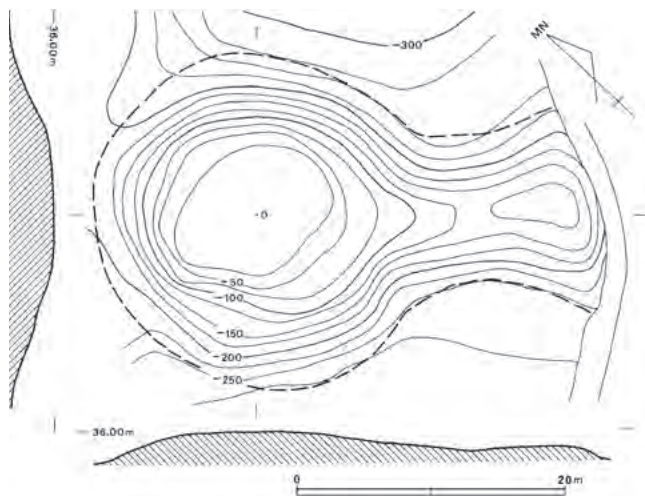


図4-1 笠松天神社古墳

(平戸市教育委員会 田平町文化財調査報告書第4集より)

田として整備されたところで、N一〇度Eの地割り方向で一〇町ほどの条里区画が看取される。土中深部からは弥生時代前期以後の水田跡や土器、木器が大量に出土しており、水田及び微高地は支石墓



図4-2 岳崎古墳

(長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第151集より)

石上から実施された。その結果、蓋石下部に深さ〇・七〜一・二メートルほどの空洞が探査されるところから、石棺を主体とした埋葬施設より石室構造の内部主体が営まれたであろうと報告されている。築造時期は遺物の出土がなく不明であるが、四世紀後半から五世紀前半の古墳とされている。笠松天神社古墳に後続する首長墓であろう。

高来郡

郡内には雲仙市の守山大塚古墳、倉地川古墳、諫早市の大峰古墳がある。いずれも有明海に面している。

守山大塚古墳④は雲仙市吾妻町にあり、雲仙岳から派生する火山性山麓を基盤とした田内川扇状地の標高一五メートルの田圃の中に占地している。雲仙山塊から北流する田内川、大木場川、山田川、湯田川により開析された扇状地形には、律



写真4-1 守山大塚古墳(左上方丸塚古墳)

(雲仙市教育委員会 雲仙市文化財調査報告書第7集より)

令期班田が施行され、端正な条里の界線が残っている。当地は古代末期には宇佐神宮の荘園領地として寄進された地と見られ、油山一二か所を構成する荘園の一つであったと想定される。この端正な条里の界線も古墳を切断することなく施工されており、高来郡領の奥津城として認識されていたのではないかと思われる。事実平成二十年度(二〇〇八)実施の調査区TP一から土師器底面に「井」と墨書された七〜八世紀頃の土器が検出されており、この感を更に強くする。

古墳は、墳長六六メートル、後円部径四五メートル、高さ七・二メートル、前方部幅一五メートル、高さ二・五メートルを測る。前方部の長さは土地の改変によって不明であるが、現状で後円部との比高が四・五メートルほどある。主軸はN八六度Eで、前方部は東を向いている。この古墳は昭和二十七年(一九五二)頃に後円部からは箱式石棺が一基出土したといわれるが詳細は不明であった。その後島原史学会、島

原工業高等学校郷土部、長崎県学芸文化課などによる測量などが行われたが、詳細な情報はもたらされなかった。降って平成二十一年（二〇〇八・九）市道改良工事に伴って雲仙市教育委員会により調査が実施された。これによれば後円部最大径五メートル、高さ八メートル以上、墳長七メートル以上を測り、また墳丘は後円部二～三段の段築、前方部一段の段築に復元されるとする。調査区は墳裾部を中心に行われ、庄内式から布留式段階の土師器が出土し、四世紀前半代の築造と考えられる。また段築された墳丘には人頭大の河原石を使った葺石が認められ、墳裾の周溝との境には二～三段に河原石を積み上げた造作がなされていた。この古墳の作られた扇状地形の基盤層は黄色の砂質層で、周辺の土を盛り上げて段築し、葺石を葺いた七メートル以上の前方後円墳は当地においては威容を誇ったものと思われる。高来郡を統括した盟主の墳墓に相当すると思われる。

守山大塚古墳の直南には丸塚古墳④が所在する。径三メートルほどの大型の円墳で、昭和五十八年（一九八三）刊行の『吾

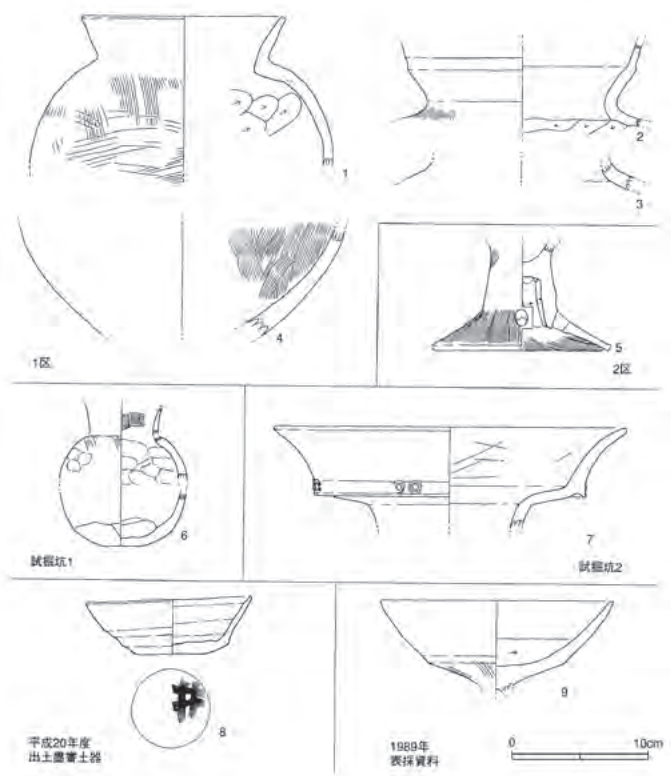


図4-3 守山大塚古墳出土遺物

（雲仙市教育委員会 雲仙市文化財調査報告書第7集より）

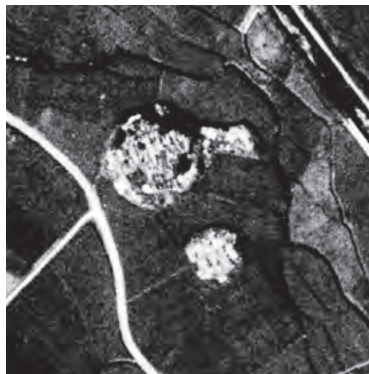


写真4-2 守山大塚古墳と丸塚古墳

(昭和38年国土地理院)
(雲仙市教育委員会 雲仙市文化財調査報告書第7集より)

妻町史』には「あたかも鉄道のレールの留め具に使う大釘状の鉄具が二個、これとほとんど同層位で弥生高坏の大型破片、古墳期の高坏土師破片が出土した」と記し、また平成二十年度(二〇〇八)の試掘調査でも弥生終末期(古墳初頭期の土師器が出土したとされ、これらにより守山大塚古墳に先行する可能性を指摘している。また、上の写真4-2では円墳に接して下から右下方に台形状の痕跡が前方後円形に認められるようであり、墳丘の一部ではないかと見られる。とすれば墳形は前方後円形の形となるようである。

いずれにしても両古墳は高来郡を統括した首長の墳墓と考えられ、以後の首長墓は当地を離れて雲仙市国見町の倉地川古墳へと継続していくと見られ

る。

倉地川古墳⑤は国見町土黒今出の田圃の中に所在し、標高二〇メートルほどを測る。調査は、圃場整備事業に伴って平成十六年度(二〇〇四)に実施された。周辺の遺跡には四世紀代から五世紀初頭の土師器とともに伽耶系の陶質土器が出土した上篠原遺跡、墨書土器・刻書土器が出土した石原遺跡・小中野A遺跡、老司系布目瓦が出土した高来郡郡衙又は郡寺跡とされる五万長者遺跡、大型掘立柱建物を検出した十藺遺跡など律令期の遺構には枚挙に暇がないほど集中しているといえる。

倉地川古墳の主軸はN七二度三〇分Wを測り、墳丘が大方削平を受けていた。また、周溝も僅かに確認し得る程度の残存度で、内部主体である横穴式石室も石材が抜き取られ、床面の石障の一部を残す程度であつ



写真4-3 倉地川古墳上空写真

(雲仙市教育委員会 雲仙市文化財調査報告書第1集より)

た。また後円部西側も大きく削られており、正確な計測も困難であった。復元された墳丘の計測値は最大で全長三〇・四メートル、後円部径一七・四メートル、前方部長さ七・二メートル、幅一〇メートル、くびれ部幅五・六メートルとなる。後円部と比較して前方部が寸詰まりした形態を示している。これと呼応するように周溝が圍繞している。内部主体は羽子板形状を示す横穴式石室で、石室主軸はN六六度Wで南に開口し、古墳主軸と六度三〇分ずれている。すなわち墳丘のくびれ部に開口するように、また石室奥壁若しくは石室天井の一番高い部分が墳丘頂部の下辺りに位置するように設計されており、やや古相を示している。また床面には奥壁に並行する石障を設けている。出土遺物は玄室床面からメノウ製勾玉、硬玉製管玉、鉄製鉾、鉄製鏃、鉄製刀子などが出土し、周溝からは豊富な須恵器、土師器が出土している。築造時期は六世紀後半で、七世紀後半代まで追葬あるいは墓前祭祀が行われている。

倉地川古墳は島原半島で最後に築造された前方後円墳として位置づけられ、以後高下古墳に首長墓が継承されていくものと思われる。

大峰古墳⑥は諫早湾を挟んで対岸の諫早市小長井町大峰に所在する。前方後円墳と見られるが、墳丘はかなり変形しているものの土地利用の様子から墳形がうかがえる。内部主体は複室構造の横穴式石室を採用しており、石室主軸は古墳の主軸に斜めに取るようである。石室は玄室・後室が長方形（四×二メートル程度）で、ほぼ正方形の前室を持つ。玄室には奥壁から両側壁に埋め込む石棚を架け、玄門部分は袖石上に楣石を渡し、天井石との間に高窓を設けている。また側壁は腰石を据え、煉瓦積みして天井石を架ける。更に奥壁と側壁の接合部は方石を渡している。このような例は福岡県嘉穂郡桂川町寿命の王塚古墳⑦、福岡県八女市の乗場古墳⑧、同童男山古墳⑨などの盟主墓に見ることができる。

三 彼杵郡

律令期の彼杵郡に属しているこの地域には、東彼杵郡東彼杵町のひさご塚古墳、カサンガン（重棺）古墳、大村市の石走一号墳、茶屋の辻古墳、琴平神社古墳などがあり、県内では最も多く所在している。

一八・五^{メートル}、高さ二・六^{メートル}、くびれ部幅一^{メートル}と復元された。墳丘は二段に段築され、墳丘には葺石が施されている。内部主体は二基営まれ、一号石室は寸詰まりの平面形状を示し、床面に敷いた板石と側壁の板石を残すのみと攪乱が著しかった。床面には赤色の顔料が塗られていた。出土遺物は鉄製の斧と鏃、勾玉とガラス小玉三〇〇個ほどが出土した。二号石室は一号よりも一回り小形の寸詰まりの平面形状を示し、板石を利用した下部構造の石棺部分が残し、横口式の出入口が設けられたものと思われる。奥壁と両側壁の上端はほぼ同じ高さに据えられており、この上に割石を小口積した壁体が設けられたものと思われる。これは南側に残る閉塞部分の構造、すなわち出入口部分の玄室床面からの立ち上がり、短い板石による構造、その外側に立てられた両袖石と閉塞の方法が大村市の黄金山古墳と同じ構造になっているからであり、同一の工人集団によるものかと思われる。出土遺物は直径七・四^{センチメートル}の仿製獣形鏡、鉄製剣・刀子、ガラス及び滑石製小玉が出土した。



写真4-4 ひさご塚古墳遠景

(長崎県教育委員会『原始・古代の長崎県』資料編Ⅱより)



写真4-5 ひさご塚古墳 2号石室入口部(西から)

(東彼杵町教育委員会 東彼杵町文化財調査報告書第6集より)

ひさご塚古墳⑩は彼杵川が開析・堆積した砂礫丘の上に占地し、標高二^{メートル}ほどを測る。この古墳は古くから所在が知られ、明治三十五年製版の陸地測量部の地図に登載、また長崎史談会(一九三一・一九八八)『長崎談叢』第九・二六輯にも掲載され、典型的な古墳として紹介されている。更に昭和二十五年(一九五〇)には「彼杵の古墳」として県の史跡指定を受けている。

古墳は平成二年及び五年(一九九〇・三)に調査が実施され、その結果全長五八・八^{メートル}、後円部径三七・七^{メートル}、高さ六・三^{メートル}、前方部長二一・二^{メートル}、幅



写真4-6 石走古墳

築造された時期は土器の出土が見られないため正確を期しがたいが、石室構造から黄金山古墳と非常に近接しており、四世紀後半から五世紀前半代の所産と見られる。このひさし塚古墳のすぐ西側に主軸をほぼ東西に向けたカサンガン古墳⑩がある。水田面からの比高二メートルほどで、大きく削平されたものと思われる。全長約二五メートル、後円部径約一五メートルを測るが、詳細は不明である。

石走古墳群⑪は大村市福重町石走に所在する。大村湾を望む丘陵の先端部に立地し、標高一〇メートル前後を計る。石走川右岸にあり、二基存在したとされるが、現在一基のみ確認される。朝長の宅地内にあり、外見からは確認できない。かつては東側の道路から確認されたそうだが、転宅により遮蔽された朝長の談であった。また、北西側は宅地造成により大きく削られており、五メートルほどの崖となっている。古墳は略東西方に主軸を取るものと思われ、墳形は前方後円墳と言われる。後円部には現在石組みの祠が仕立てられ、石仏が祀られている。また奥壁の板石には如来形坐像が線刻されている。調査者の大石一久によれば中世期の所産であるという⑫。このことからすれば古墳の石室は古くに開口し、信仰の対象として祀られたであることを示している。郡七山十坊といわれる中世仏教の興隆期の所産であろうか。石祠は幅・高さ・奥行きともに一メートル強の大きさであり、古墳の内部主体の石材の再利用かと思われる。石材は安山岩の板石であり、石材供給地は近くに存在している。周辺には一〇～三〇センチメートルの安山岩の石材が存在しており、内部主体の石室構築に用いられたものであろう。また周辺には人頭大の川原石も存在しており、葺石として利用されたのであろう。後円部の内部主体は存在しないものと思われるが、夥しい板石の存在から見えて、竪穴系横口式石室様の内部主体が半地下式に採用されたものと見られる。後円部の直径は不分明であるが、一〇メートル前後であろう。また前方部は東側に伸びるものと思われ、周辺より緩やかに高くなっている。端部は隣家に接するようになっており、前方部の端部は旧状を留めているものと思われる。すると前方部の長さも一〇メートルほどであり、墳長二〇メートル程度であったと想定

される。出土遺物は存在しなかったと朝長は語られており、築造時期は不明ながら、五世紀代の所産と思われる、黄金山古墳に先行あるいは並行する時期の所産と想定される。

茶屋の辻古墳は大村市小路口町茶屋の辻に所在したとされ、現在消滅している。津田繁二の報告¹³を嚆矢とするが、その報文には

八 前方後円墳 竹松村横穴の所在地から西方に二、三十間(三六・五五¹⁴)位の場所に雑林のある高さ約十四、互(五)間(二五・二七¹⁵)位の小丘がある其の南端を三、四間(五・五・七・三¹⁶)間隔を置いて他に今一つの小丘があり即ち大小二個の小丘がある。七十八年前田淵榮藏氏と俱に此処を調査した結果前方後円墳ならんと推定した、若し吾々の想像通りと仮定すれば、其規模の広大さに於て彼杵の同形古墳よりも遙かに勝るとも劣つて居るとは考へられない。即ち中間部を切断して道路と畑地に改修したものらしく、両方の小山を通じて観察すれば一目瞭然前方後円墳なる事を首肯されるのである、尤も元来後円部の方の小丘を発掘して其構造を究明せば直に判明するも今暫く疑問を提供して他日に解決を俟つ事とせん、大丘の長さ九十四尺(二八・五¹⁷)、其の中央部の地表に添ふての幅は百十六尺(三五・二¹⁸)ある。(一)は筆者補注」と記している。

この津田報文の古墳が茶屋の辻古墳と想定されるのであるが、穴沢論文¹⁴では円墳と記載されており、今一つ不分明である。同穴沢論文では古墳の属性として更に「横穴式石室 金環・須恵器(七世紀前半) 獅囀環頭」などを挙げている。「獅囀環頭は径五・五センチほどで、環は素文、獣面の両角は幅広で尖端が鈍い。柄頭茎は鉄製。」と説明している。

小路口鬼の穴古墳¹⁵は、大村市小路口本町四九二に所在し、古くから開口し、鬼の住む穴として「鬼穴」という表現で『大村郷村記』¹⁶に採り上げられている。



図4-4 茶屋の辻古墳出土環頭
(信濃史学会『信濃』第31巻第4号より)

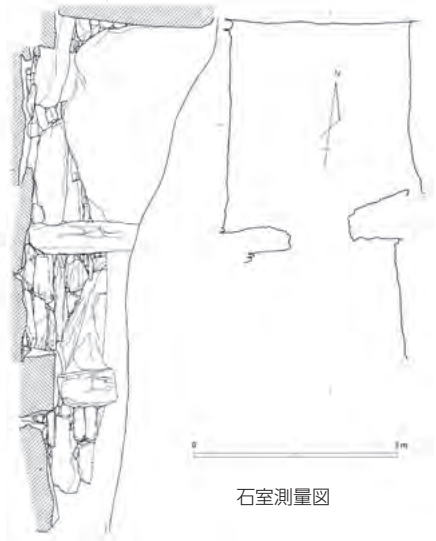
一 原口村小路口郷百姓直右衛門屋鋪久根に古来より鬼の穴と申伝への穴あり、入口横四尺余、高さ二尺余、入二尺程、其内に高さ七尺方□□あり、其先に二尺余、入二尺位の入口あり、其□□高さ五尺に、方九尺位の間あり、天井は一枚石□□、左右大石を以て築立、右二間共同様の形ちなり、此所より少し隔り畠中に鬼塚とて九尺方位の塚あり、是も同しく大石を以て築立、其辺の地名を鬼塚と云なり

と記す。前段から中ほどまでは小路口鬼の穴古墳のことと思われる、「右二間共同様の形」と玄室と前室の二室のことを記している。続けて「此所より少し隔り畠中に鬼塚とて九尺方位の塚」があったという。九尺方というから石室が二・七メートルの方形を示すもので、丁度小路口鬼の穴古墳とほぼ同規模の別の古墳が存在したことを伝えている。

昭和四十九年（一九七六）に重要遺跡として長崎県文化課が実測調査を実施したが現況調査であり、玄室の清掃など発掘調査は行われなかった。そのため、築造時期や出土遺物などは不明といわざるを得ない。昭和四十五年に市の指定文化財となった。古墳が立地する標高は三〇メートルくらいで、墳丘は若干崩れているが直径二〇メートル強の円墳とされている。墳丘には多くの



墳丘測量図



石室測量図

図4-5 鬼の穴古墳 墳丘・石室測量図

(長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第50集より)



写真4-7 鬼の穴古墳遠景



写真4-8 鬼の穴古墳入口部



図4-6 鬼の穴古墳周辺の字図 494番周辺が該当 (大村市提供)

玄室の平面形状は若干異なるが複室式で力石技術を有する古墳は筑後川流域にその起源を求めることが可能であり、その経路の中途の古墳として諫早市の長戸鬼塚古墳や同丸尾古墳、更に当該期に採用される技術で石棚構

川原石があり、葦石として墳丘の崩壊を防いだものと思われる。さて、[図4-5](#)の墳丘測量図を見ると墳頂部から南西方に切り込まれた部分が見られ、またこの部分から同じ方位で伸びる幅六メートルほどの等高線の出っ張りが見られる。これは前方後円墳の前方部を示しているものとも考えられよう。すると墳丘主軸を略東西に取るもので、石室主軸は直交するように築かれたようである。また石室の奥壁は墳丘の中央部に位置するように配慮されている。このように主軸に対し直交する内部主体を持つ例として、福岡県嘉穂郡の王塚古墳などが挙げられる。王塚古墳は鬼の穴古墳と同じように複室構造の横穴式古墳を内部主体とし、玄室には石屋形を備え、前室から玄室にかけて神馬や双脚輪状文、人物像などを具象的に描写した装飾を有する装飾古墳で、国の史跡に指定されている。さて、この鬼の穴古墳は、玄室は方形の平面形状を示し、奥壁や両側壁に大きな腰石を据え、隅の部分は力石という奥壁と側壁に掛け渡した構造を持つ特徴を備えている。この力石を据えることにより天井に近づくに従って空間は徐々に狭まり、かつドーム状となり、この狭まった部分に最後に天井石を

載せて完成させている。

造を持つ古墳として諫早市の大峰古墳を挙げることができる。これらの古墳築造の構造・技術は系譜的に繋がったものとみなすことが可能であり、被葬者の近い関係性を物語っているものと想定される。この複室構造の石室を持つ古墳は、海を渡って杵岐へと繋がっている、なおその折には複室構造という計画性に加えて、線刻系壁画の要素が更に付加されて伝播している。この古墳の築造は石室構造などの諸属性から見て六世紀後半頃のものと考えられ、また墳丘出土の須恵器から七世紀前半には追葬あるいは追善供養祭祀が行われたものと思われる。

琴平神社古墳は、大村市水計町大円寺の琴平神社境内に所在する。三城城跡の東北東五〇〇メートルほどの位置にあり、多良山塊から派生する丘陵の稜線上に築かれ、標高六〇メートルほどを測る。小規模な古墳で墳形は前方後円墳とされる⑬。神社拝殿・本殿の西側にあり、周囲より高まった封土が確認される。盗掘などの痕跡はうかがえず未掘の古墳と思われる。前方部は西側を向き、長さ一〇メートル強、幅五メートル強ほどである。封土の高まりは僅かであるが、後世の造作によるものか不明である。後円



写真4・9 琴平神社古墳遠景



写真4・10 琴平神社古墳近景 (後円部)



写真4・11 琴平神社古墳後円部の状況

部は径八メートル、高さ二メートルほどの規模を見せている。後円部の東側は本殿の玉垣により一部壊されている。また、古墳の周縁には浅い溝状の落ち込みが認められ、

周濠の痕跡であろうと推定される。全長は二〇^四メートルを超す小型の前方後円墳と思われる。立地は黄金山古墳に似通っており、古墳の規模や築造時期などを明らかにするための学術調査の実施が望まれる。

以上、県内の前方後円墳の状況を見てきたが、その分布は律令時代の郡の範囲にそれぞれ存在する。しかしそれら古墳が累世墓として群を構成する傾向は認めがたい現状であり、いまだ十分に捕捉・確認されていない状況を示しているものと思われる。

註

- (1) 長崎県学芸文化課作成ホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp/gakubun/>)
- (2) 田平町教育委員会『笠松天神社古墳』田平町文化財調査報告書第4集 一九八九
宮崎貴夫「第二節 肥前西部(長崎県)」『前方後円墳集成 九州編』山川出版社 一九九二
藤田和裕「二六 笠松天神社古墳」『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』長崎県教育委員会 一九九七
- (3) 長崎県教育委員会『県内古墳詳細分布調査報告』長崎県文化財調査報告書第106集 一九九二
長崎県教育委員会『県内主要遺跡内容確認調査報告書Ⅱ 岳崎古墳』長崎県文化財調査報告書第151集 一九九九
前掲註(2)、宮崎論文
- (4) 町田利幸「九三 守山大塚古墳」『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』長崎県教育委員会 一九九七
雲仙市教育委員会『守山大塚古墳』雲仙市文化財調査報告書第7集 二〇一〇
- (5) 雲仙市教育委員会『龍王遺跡(倉地川古墳)』雲仙市文化財調査報告書(概報)第1集 二〇〇六
- (6) 藤田和裕「第六節 長崎県の古墳文化」『原始・古代の長崎県 通史編』長崎県教育委員会 一九九八
- (7) 六世紀中頃の壁画系装飾古墳で、玄門上に高窓を設け、石棚、石屋形を奥壁沿いに据える
小林行雄編『装飾古墳』平凡社 一九六四
- (8) 六世紀中頃、後半の壁画系装飾古墳。前室袖石上に高窓を設ける。磐井の墳墓である岩戸山古墳を代表する八女古墳群中であり、磐井の子・葛子の墳墓に比定される。八女市教育委員会『八女古窯跡群調査報告』Ⅳ 一九七二
- (9) 六世紀末頃、玄門部分に高窓を設け、玄室に奥壁に沿って石屋形を据える
八女市教育委員会『八女古窯跡群調査報告』Ⅲ 一九七一

⑩ 東彼杵町教育委員会『ひさご塚古墳』東彼杵町文化財調査報告書第5集 一九九一

東彼杵町教育委員会『ひさご塚古墳Ⅱ』東彼杵町文化財調査報告書第6集 一九九四

⑪ 前掲註②、宮崎論文

⑫ 大石一久「郡川周辺における中世寺院の性格について」『稗田遺跡 弥勒寺地区農業構造改善事業にかかる遺跡の発掘調査報告書』稗田遺跡調査会 一九八八

本文執筆時、大石より石仏の造像名及び造像期について修正のご指摘をいただいた。

⑬ 津田繁二「我が長崎県の先史時代及び原始時代の遺跡遺物の概略について」『長崎談叢』第二十六輯 長崎史談会 一九四〇

⑭ 穴沢味光・馬目順一「獅噓環刀試考」『信濃』第三二巻第四号 信濃史学会 一九七九

⑮ 長崎県教育委員会「鬼の穴古墳」『長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅲ』長崎県文化財調査報告書第50集 一九八〇

⑯ 藤野 保編『大村郷村記』第二巻「第十一 竹松村」 国書刊行会 一九八二

⑰ 藤田和裕「第二章 県央 第一節 原始・古代の県央」『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』長崎県教育委員会 一九九七

第三節 市内の古墳時代の様相

一 前期

冷泉遺跡①は大村市今富町にあり、郡川中流域の北岸に当たる。標高は一〇メートル内外を測り、水田の下に存在している。調査は平成十一年（一九九九）に行われ、多くの成果を挙げている。確認された遺構は竪穴住居跡六軒、箱式石棺墓三基、木棺・直葬の可能性が高く、その周囲に配石する墓三基である。

住居跡は三号住居跡が平面円形を示すほかは方形のプランを示している。各住居跡は近接する関係を示し三号住居跡は時期を異にする可能性があり、より古期の所産と思われる。残る住居跡の前後関係については不明であるが、本報告時を待ちたい。一辺六メートル程の方形住居には壁体下に周溝を巡らし（二・四・五号）、ベッド状遺構を有するもの（四号）もある。カマドの設置は無く、炉による採光・採暖である。二号住居には中央付近で五箇所の炉が確認され、壁体の外周が五センチほど被熱した状況がうかがえ、鍛冶に関する工房ではないかと想定される。なお、四号住居からは柱穴から鉄製鏃が、六号住

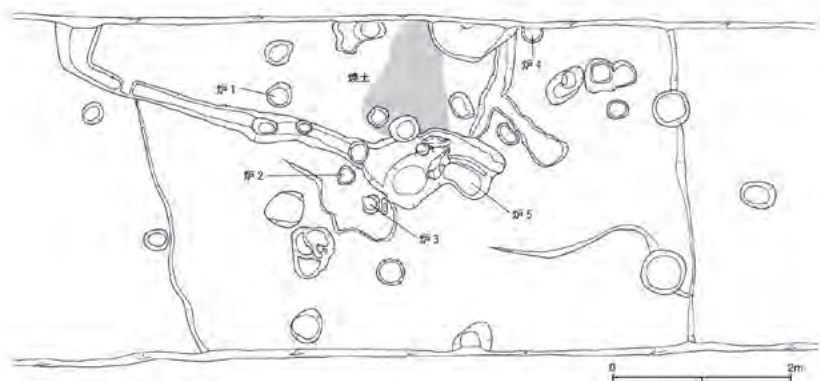


図4-7 1号(上)、2号住居実測図

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第25集より)

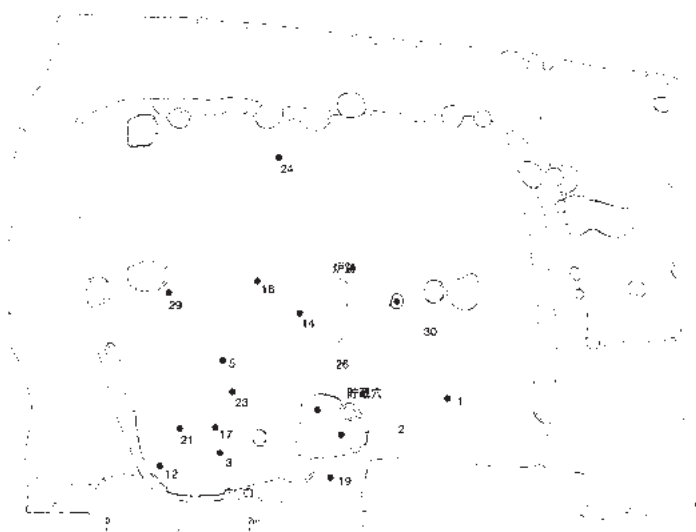


図4-8 5号(右上)、6号住居実測図

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第25集より)

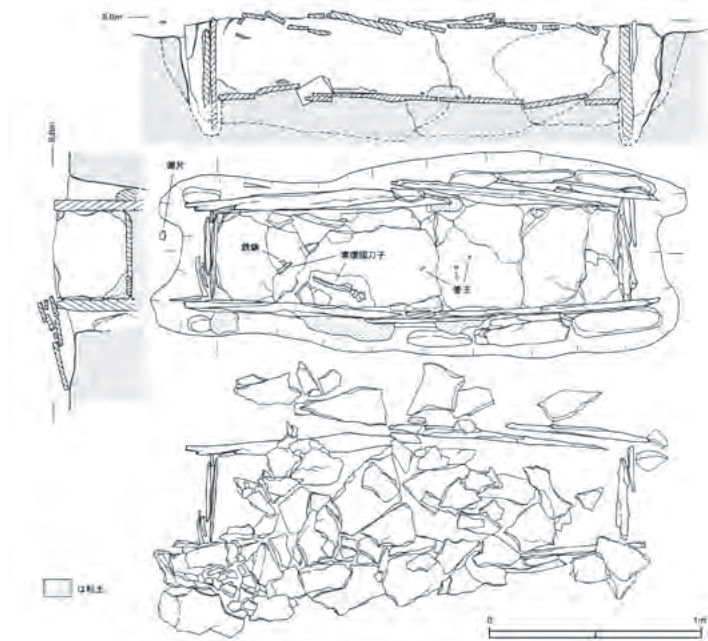


図4-9 3号墓実測図

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第25集より)

居の柱穴からは砂岩製砥石が出土している。

次に石棺墓と配石墓であるが、大小二つのタイプがあり、それぞれ近接し混在している。小範囲の調査であるため詳細は不詳であるが、三基ずつ集合して、二つのグループを作っているようだ。石棺墓、配石墓ともに共通する要素として、石棺材若しくは木棺材を周囲から押さえ込むように円礫を配石している点であり、近接した時期あるいは同時期の所産と思われる。この二つのグループに属する二号と五号で約九メートル間隔があいており、かつてはマウンド（封土）が存在した可能性がある。そうした場合、古墳時代の生活域と墓域の占地の仕方を見た場合、両者が同時に存在したというより、時期を違えて存在したと見るのが妥当と思われる。この場合生活域の利用が先行し、その後墓地として利用された可能性が高い。

さて、冷泉遺跡の生活域と墓域の営まれた時期であるが、六号住居跡の床面から出土した土器群は台付甕や西新式系の甕など弥生的な形状

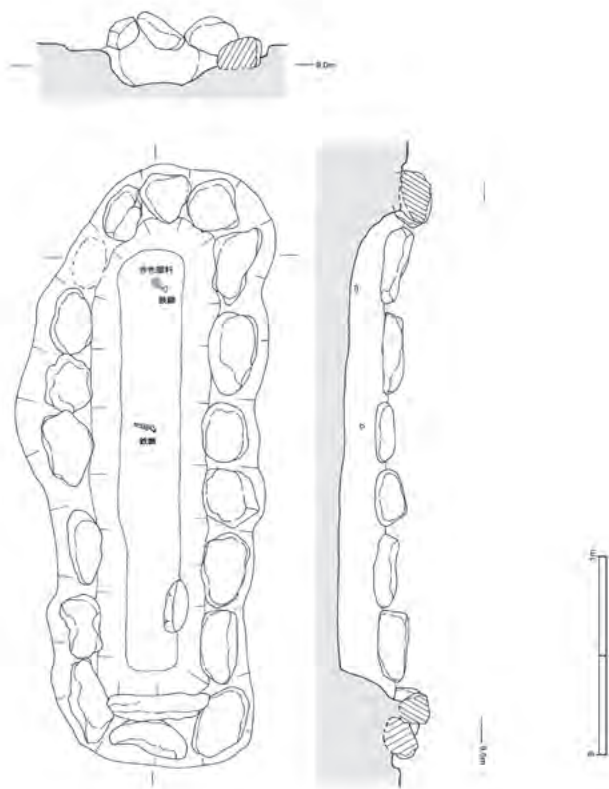


図4-10 5号墓実測図 (大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第25集より)

を残しつつも、低脚の高坏や甕底部の丸底化など新しい傾向も加味しており、最古期に属する土師器の様相を示しているものと見られる。これらの土器相に近い例として雲仙市国見町龍王遺跡二二区SB5住居跡出土遺物②を挙げることができる。龍王遺跡出土品(図4-14)には台付甕などに弥生式土器の名残りを留めるが、体部外面に右肩上がりの叩き目を持ち口唇部を摘み上げる甕や底部の丸底化などに新しい要素が見られ、庄内式土器の範疇に含まれるものである。古い要素を認めつつも、斉一化される土器の傾向を見て取ることができるのである。

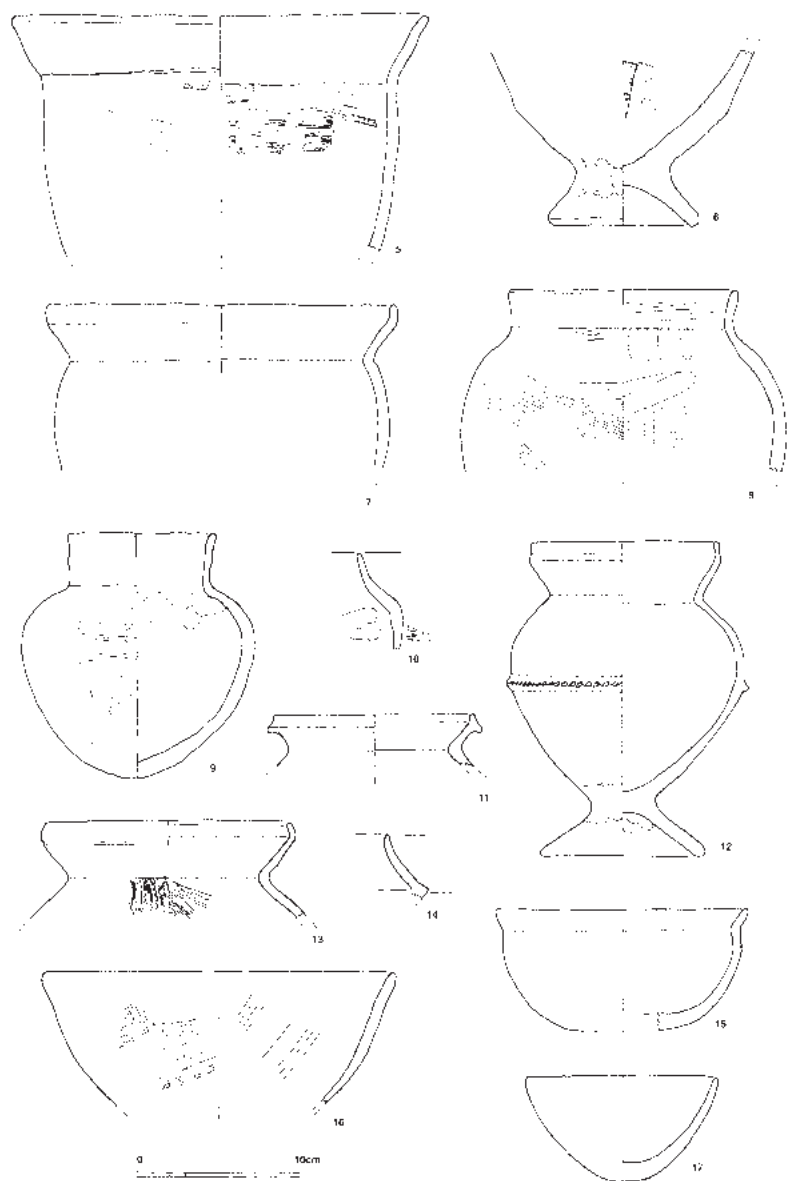


図4-11 出土遺物実測図1

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第25集より)

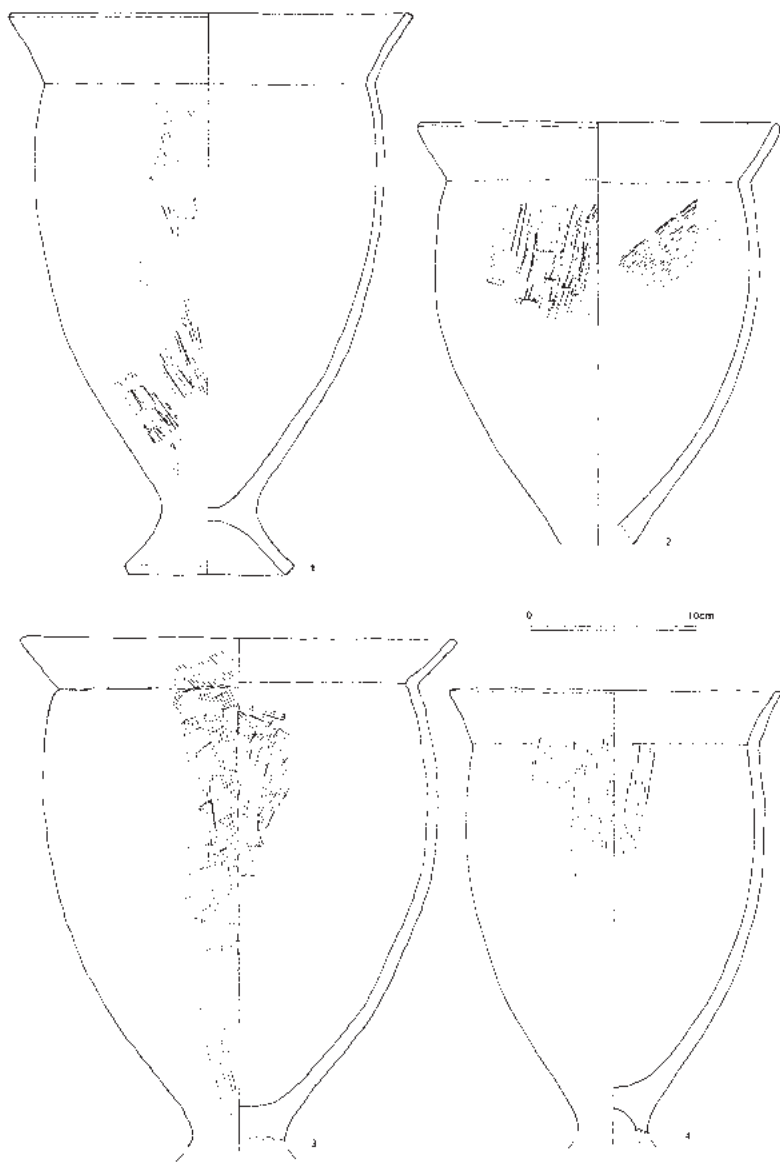


図4-12 出土遺物実測図2

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第25集より)

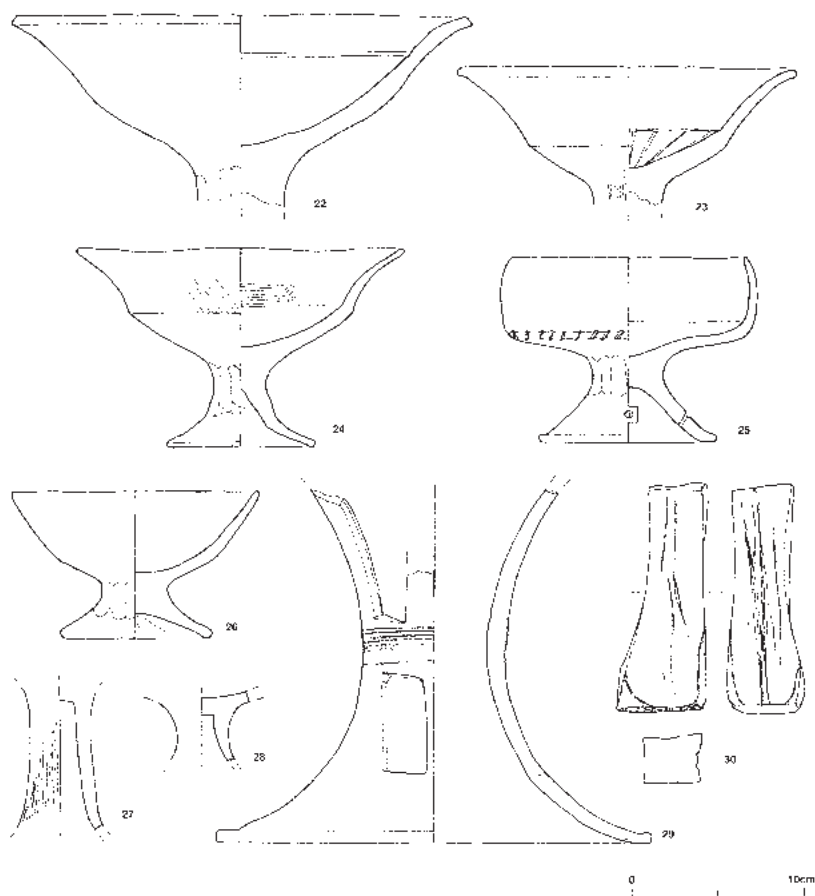


図4-13 出土遺物実測図3

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第25集より)

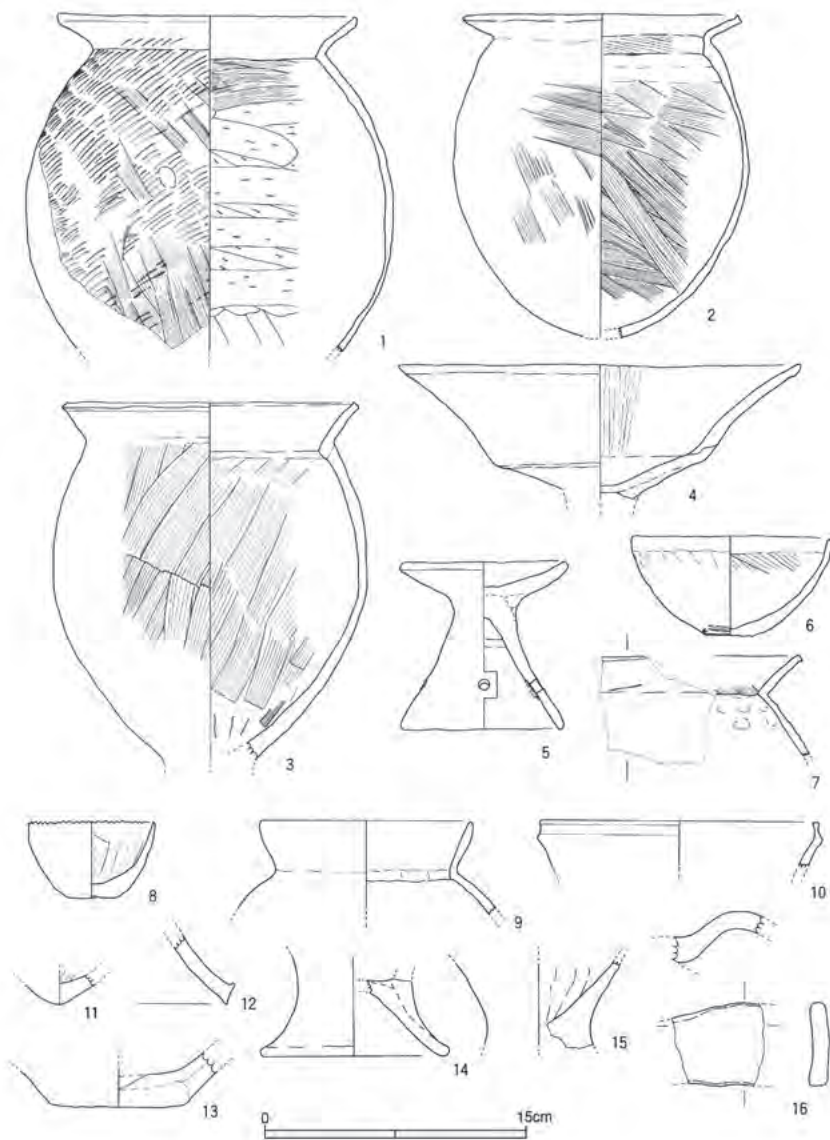


図4-14 龍王遺跡22区

(雲仙市教育委員会 雲仙市文化財調査報告書第1集より)

よつて冷泉遺跡六号住居跡出土土器群は、四世紀初頭前後の年代を付与することが可能であり、市内で確認された土師器の中では最も古期に位置づけることができよう。

二期

小佐古石棺群③は、JR大村駅の北東方約六〇〇メートルの南斜面に立地し、標高五〇メートル前後を測る。ここから大村湾の方を臨むと東三城町から西三城町、水主町、東本町に広がる条里の跡が見られ、古墳時代にも同様の水田跡が望めたことは確実であり、その生産基盤を背景に小佐古石棺群や琴平神社古墳などが営まれたことは想像するにたたくない。この条里跡は大上戸川条里といわれ、N四〇度Wの方位に約一六の坪数が確認される。大上戸川と内田川に挟まれた扇状地形に展開された。ちなみに慶長十年（一六〇五）の大村領内高目録④に記す大村では高三一四石余、田一九七町三反余、畠一〇〇町七反余、物成一七二九石余としている。律令期の田の面積が慶長期には一二倍ほどに拡大しているが、これは班田施行域を含む行政的な基礎単位の取り方が異なっているためであり、単純な比較はできない。ただ、慶長期の田と畑の比率は二対一であり、この比率は律令期においてもさほど変わりはないものと思われる。このことは扇状地形の上に展開された水田の水利によるものと思われ、広大な大村扇状地の必然であり、それは沖田・黒丸域においても、その比率は変わらないようである。

さて、小佐古石棺群の調査は、昭和四十四年（一九六九）、同六十一年（一九八六）、平成二年（一九九〇）に実施されている。昭和四十四年（一九六九）の調査はB地点より三五〇メートルほど下がった場所で確認され、完全な形の箱式石棺が確認された。三回にわたる調査において確認された石棺の属性は、表4-3にまとめて掲載した。

昭和六十一年（一九八六）の調査では八基の石棺が確認された。一号石棺は二段掘りの墓壇に箱型の石棺が組まれ、その四周の棺材の上に割石を小口積して壁面を造作している。床面には小豆大の玉砂利が数センチの厚さで敷かれ、棺内には朱が一面に塗られるという非常に丁寧なつくりであった。棺内からは三体の人骨が検出された。分析を行った松下孝幸らによる

と、内訳は一号人骨・女性・壮年、二号人骨・女性・熟年、三号人骨・男性・壮年で、一号人骨が最後に埋葬され、他の二体の前後関係は不明であるという。人骨の形態的特長は富の原弥生人に近く、更に二号人骨と三号人骨の下肢骨の形態が類似していることにより、血縁的なつながりを予想させるとしている。また、一号女性人骨には外耳道骨腫が見られ、海女として大村湾で活躍したのであろう。真珠（白珠）の採取に係わる病理的な痕跡を示しているのかもしれない。

石棺内からの出土遺物は鉄製剣・鏃・刀子、滑石製勾玉・白玉、碧玉製管玉が検出された。出土状態は一号女性人骨の胸元に滑石製勾玉・白玉、碧玉製管玉が、石棺の隅に寄せられた三号男性人骨の枕元から鉄剣・鏃・刀子が出土している。

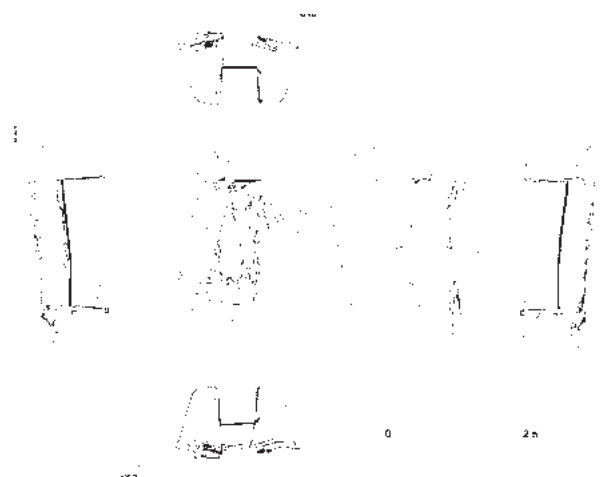


図4-15 1号石棺実測図

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第13集より)

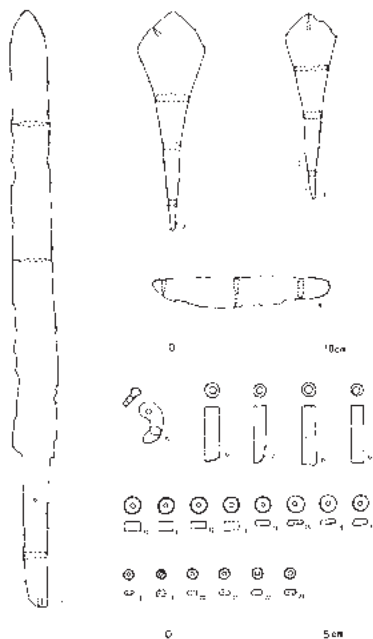


図4-16 1号石棺出土遺物

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第13集より)

表4-3 小佐古石棺群属性表

		副葬品及び装身具																											
石棺の大きさ (cm)				割石		石棺施設		朱塗	墓壇 (段)	近接する石棺 (No)との距離 (m)	等高線との関係	人骨 (体)		碧玉製		凝灰岩製		石材不明		滑石製				鉄製武器など				貝輪	備考
No	長さ	幅	深さ	横み	敷石	石枕	布					男性	女性	勾玉	管玉	勾玉	管玉	勾玉	管玉	勾玉	管玉	白玉	黒玉	剣	刀	刀子	鐵		
1	180	50	50		有	有	有	2	3号・18	直交	1	2			4					1		14		1			2		
2	174	50			有	有	有	1	1号・0	平行					1	1	2	1		1	53					1			
3		50			有			1	1号・18	直交																	9		
4	160	35						1	3号・15	直交													1						
5	165	70						1	6号・15	平行											1	1							
6	190	65						1	5号・15	平行												26					1	3	
7	175	95						1	5号・12	平行																	2	1	
8	120+	55			有			1	不詳	平行																			
9	180	50	40					1	12号・11	平行					3							22			1	2	3		
10	180	50	50		有		有	1	12号・9	平行		3			2													7	
11		30						1	10号・0																				掘方のみ
12	75	20~30	20		有			1		直交																			それぞれ近接している
13								1	近接9号・12	直交									1										
14	140	40			有			1		平行																			
15	中世墓																												
16	全壊状態																												
17	168	40	25		有		有																						S4調査分

二号石棺は一号石棺に直交するように近接して営まれる。石棺の大きさは一号とはほぼ同じであるが、棺内に副葬用の石障を設けていること、板石を使った石枕を持つことなどで異なっている。副葬品は鉄製刀子、凝灰岩製勾玉・管玉、材質不明勾玉、滑石製管玉・白玉が出土している。

一〇号石棺は一号石棺の上方約二〇に造られ、等高線に平行している。端正な箱式石棺で、棺内からは三体の成人人骨が確認された。形質的な分析を経てなく詳細は不明であるが、左前腕部に装着した貝輪が確認されており注目される。副葬品は他に鉄製刀子、碧玉製管玉が出土した。貝輪は二枚貝のサルボウ又はベンケイガイの一種を利用したもので、縄文時代以来の伝統を持つ装身具である。高倉洋彰の弥生時代貝製腕輪の分析⑤によれば、A類貝輪とした二枚貝製腕輪は女性が身につける装身具で、左右の前腕につけるのを原則的とするが、統計的には左前腕が多く認められるとしている。一〇号石棺例も左前腕部への装着であるが、性別は不明である。高倉のいうA類、木下尚子⑥のいうまる型貝輪I類は、いずれも縄文時代の貝輪着装の習俗の上に連続あるいは不連続の形で展開した習俗であり、その貝輪着装の習俗が古墳時代の本遺跡において確認されるのであり復古的であろうか、特徴的である。なお、類例として、諫早市飯盛町の下ノ釜石棺群⑦や田結貝塚・第二号棺⑧を挙げることができる。

さて、石棺群の属性については表4-3に載せているが、この中で石棺間の距離を掲載している。お互い近接する関係にあるものが存在する一方、一〇

から二〇^ノの間隔を保つもの（一号、九号、一〇号）が存在している。その結果、それぞれの石棺が切りあうことなく累積・累世したものであり、そこには当時の築造者または共同体の構成員が視認できる封土が存在したことが想定できる。そしてこれら一定の間隔を有する石棺には、鉄製の武器や玉類、複數回に及ぶ追葬、辟邪のための棺内への朱の塗布など共通する要素を認めることができ、また一号石棺内の二号・三号人骨に見るように血縁の關係を持つ可能性のある人たちの墓域と想定することもできよう。

なお築造時期については、石棺棺材上に割石を小口積みする手法が黄金山古墳⑨や前島六・七号墳⑩に類例が求められることから、黄金山古墳のように古式土師器を共伴する四世紀後半代以降、前島古墳群のように須恵器を共伴する五世紀中頃までの所産であると指摘できる。更にこれらを勘案すると須恵器共伴以前の五世紀前半代の所産とみなすことができよう。

黄金山古墳は、大村市今富町帯取に所在した。九州考古学会『九州考古学』第三九・四〇号に掲載された小田富士雄のレポートによれば、一九六四年十二月、九州大学考古学研究室で大村市周辺のゼネラル・サーベイを行った際に、かつて古田正隆より連絡のあった黄金山古墳の土器等に関する調査を行うことを企図したとする。また古墳の現地調査を行ったところ、石室構造の特殊性を認めることとなり、早速十二月十二・十三日にかけて記録保存のための調査が実施された。調査には黒野肇、宮小路賀宏の援助を得て行われた。また当時長崎県文化財専門委員石丸太郎が持ち帰っていた出土遺物や人骨もあわせて調査が行われた⑪。

この古墳は多良岳から派生する丘陵上にあり、標高四五^{メートル}ほどである。昭和十五・十六年頃には海軍によって造作され、古墳の墳丘は大きく削り込まれた。小田が現地調査を実施した昭和三十九年頃までは石室も存在した模様であるが、現在ではその痕跡は全く残っていない。墳丘の高さは小田は調査当時三^{メートル}ほどと記載しているが、現在も同様であるものの、墳丘の形や大きさ、周溝の有無などは残念ながら不明といわざるを得ない現状である。小田のレポートから古墳の概要を紹介することとする。



写真4・14 黄金山古墳石室



写真4・15 黄金山古墳土師器
(写真4・14・15 小田富士雄「長崎県大村市・黄金山古墳
調査報告」『九州考古学』第39・40号より)

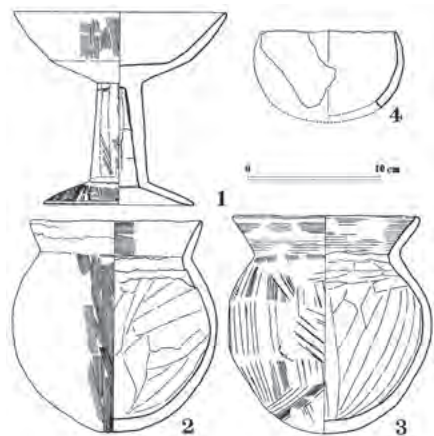


図4・18 黄金山古墳土師器実測図



写真4・12 黄金山古墳遠景



写真4・13 黄金山古墳石室

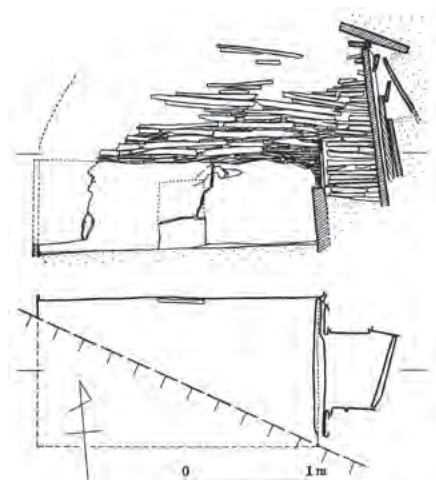


図4・17 黄金山古墳石室図

(図4・17・18 小田富士雄「長崎県大村市・黄金山古墳調査報告」『九州考古学』第39・40号より)

石室は半地下式に営まれた長方形の箱形石棺の上に、板状石を小口積みして側壁を迫り出させてドーム状に架構したものとされる。石室の主軸は略東西で、東側に玄室床面より約五〇センチメートル高い入り口が造作され、五〇センチメートルほどの羨道が確認される。この羨道の東側に縦長の板石を立て掛け、更に埋土して閉塞する構造となっている。この閉塞部分の上には板石が残っており、羨道部から天井下部までの高さは一・三メートルほどであった。入り口部分は框石代わりにやや厚めの板石を両側板石より二〇センチメートルほど下げて立てている。東側には板石を縦に用いて袖石の機能を持たせ、閉塞石との壁面は板石を平積みしている。

小田は黄金山古墳が作られた時期として、現存する土師器をもとに五世紀中葉から後半に及ぶ時期とされた。また、閉塞部の入念な造作から追葬は考えられないとしている。なお、この古墳の石室に近いものとして、佐賀県の横田下古墳や福岡市の老司古墳第三号石室を提示し、五世紀初頭の竪穴系横口式石室の変容と考えられなくもなしつつ、また石棺系横口式石室の系譜に属せしめても不都合はないと結論した。

出土人骨については、九州大学医学部解剖学教室佐野 一のレポートが同じ九州考古学会『九州考古学』三九・四〇号に掲載されている⑫。

頭骨、歯牙、軀幹及び四肢骨の破片より成る。全身に亘り朱が濃く付着している。

1. 頭骨 前頭骨、頭頂骨、側頭骨、上顎骨、鼻骨、下顎骨等が認められる。その他小破片がかなりあるが接合復元はできない。骨壁は比較的厚く、乳様突起も大きい。成人男性と考えられる。

2. 歯牙 破片となっているもの、歯冠部のみのももある。並べてみると、別個体のもものと考えられる大臼歯が少なくとも三本混入しているようである。この混入歯は他のものより磨耗が進んでおり、熟年男性のものではないかと考えられる。この他は上の頭蓋に属すると考えられる。

3. 四肢及び軀幹 軀幹骨は肋骨の破片が確認されたのみである。四肢骨上腕骨、前腕骨、大腿骨及び脛骨の破片が大部分で、何れも完形にはならない。筋付着部は良く発達しており、上の頭骨に属すると見て差し支えはない。

4. 総括 歯牙から見ると二個体は存在したようであるが、頭骨及び四肢骨からはこのことは証明できなかった。頭部と四肢骨は一個体分で成人男性と考えられる。

以上が人骨に関するレポートであるが、黄金山古墳に埋葬された被葬者は二体以上であることが判明し、また小田の閉塞部分に関する記述も「このような閉塞状況や後述する遺物を考えあわせてみても、追葬などの二回以上に及ぶ埋葬が行われた積極的な特徴は見出しえないようである。」としている。このことから、黄金山古墳には最初から複数の被葬者が埋葬されたのである。

さて、開 正和は小田の報告に遡る昭和二十四年（一九四九）に「大村市黄金山古墳の調査」と題するレポートを出されている。『西海考古』第2号に掲載されているので再録したい¹³。

昭和二十四年十一月二十五日以後調査中の古墳で未だ調査不十分です。で中間報告の意味で書いてみたいと思います。

大村市福重町今富郷に在り、多良嶽の裾が滑らかなスロープを描いて水田の中に入り込む標高五〇メートルの丘陵の尾根を利用して造られた高さ三メートル、長さ一五メートル、幅一四メートルの現在ほぼ方形をなす盛土の上に雑木竹等が茂り、戦時中軍の宿舍建築中発掘されたもので、現在に於いても石槨の端が残り、その出土品は石槨に用いてあった水成板石にて囲い小舎を建て、古墳の上に安置してある。

南側は道に沿い削り取った跡、明にして居り其の他の辺は畑に隣接する為、形は変形して居ると思われ、現在は方墳の如きであるが方墳なりや円墳なりやは俄に之を弁じ難い。

石槨も図の如く南に偏って埋置してあり残存部分が土地所有者平

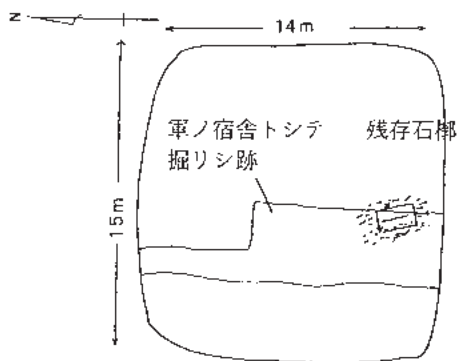


図4-19 開 正和作図 墳丘平面略測図
(西海考古同人会『西海考古』第2号より)

野源治氏の言に依りますと、長さ約二^{メートル}、幅約一・八^{メートル}のほぼ方形に近い平面をなし、高さ約一・二^{メートル}の大きさにして、壁面は扁平な水成板石を緻密に小口積とした整美なもので表面に厚く丹を塗附して、平滑な壁面をなしており、また中央に水成岩を用いて簡単な隔壁を有していることがこの古墳の特徴であり、弥生式の箱式棺の伝統を残すと共に、隔壁発達の即ち、個人墳より家族墳への始源形式を為している物として注意される。

羨道に就いては不明であるが表土より一・五^{メートル}の深さにあり、南に偏し過ぎて居り、又北九州に同種石槨を有する畿内前期様式の前方後円墳に極く短い羨道の存在を報じられている事実等からして、此の古墳にも同様な始源の姿の羨道が在ったのではないか想像される。

床には砂利を敷き、壁面のみならず、この砂利の上にも朱を塗っており、出土品としては人歯及び大腿骨の二人分、同時に副葬品として（調査中に判明した物のみ）鉄鎌、鉄製刀剣数口、鉄槍及び供献具としての素焼土器約十個にして鉄製品は全て錆びているので詳細な点は不明であるが刀剣は全て両刃直刀にして幾重にも折畳して鍛冶した跡が見られ、日本刀の前身にしてすでに相当に進んだ鍛冶術が行なわれていた事が窺えるのである。

黄金山古墳出土土器は全て供献の具として作られた物にして、発掘の際、注意して掘られた由で完全に近く保管されてあり、平野氏の理解ある取り計らいで頂くことができたのは望外の喜びであった。

其の一つである次図の土器は表面は赤褐色なれど土質は灰白色にして焼成温度は比較的低く、弥生式系統の土器である。

器内には篋にて描かれた巴型刻線があり、内側部にも同様、横線刻線がある。整形には轆轤が使用せられ、器台内には挟り取られた空洞がある。此の土器と富の原遺跡出土高坏土器と比較してその進歩の跡が見られて面白い。

不整形な粗雑なる手作りの土器にして、色は前者に同じく赤褐色にして土質も又焼成温度等も同じ様であるが、内部に灰白色の粉末を蔵していた物で、此の粉末が何であるか不明である——長崎師範学校教授池田 晴に鑑定依頼中——ので、此の土器についてもその性格は副葬品と云う外、鑑定後に決める事にした。

以上甚だ要領を得ぬものでありましたが此等の事より古墳時代の前期の古墳であり、外形はほとんど同様な形をなし、同じく南側に入口を有する横穴式の比較的後期に属する竹松小路口の鬼塚とか恩塚とか呼ばれる古墳への移行の一型式であろうと思います。(未完)

と記している。このレポートで注意を喚起されるのは、玄室中央部に隔壁があつたと記していることである。また図4-20からすると砂利敷きの床面からこの隔壁が立っており、玄室が二室に分割されていたことが分かる。隔壁とは石障のことと想定される。出土品は既に原位置から離れて保存されていたようであるが、鉄鏃・鉄製刀剣数口・鉄槍などの武器類と供献土器類が副葬されていた。

さて、黄金山古墳出土土師器について取り上げたものに古門雅高¹⁴・竹中哲朗¹⁵の論考がある。古門は大村市教育委員会と東彼杵町教育委員会が保管する出土遺物の所蔵経過と再実測を行い、福岡県や熊本県の土師器編年を手がかりに、黄金山古墳出土土師器の位置づけを行い、上限を四世紀後葉、下限を五世紀初頭とした。また、竹中は大村湾・橘湾沿岸に展開する古墳の属性分析を行い、島原半島出土の土師器をも視野に初期須恵器との関連から時代観を勘案して、黄金山古墳の年代を概ね四世紀後半頃の所産であろうとした。また、堅穴系横口式石室の大村への導入は、北部九州に成立する初期横穴式石室と时期的な開きは余りないものと結論付けた。

鹿の島古墳群は、東彼杵町に隣接する大村市松原の鹿の島の独立した残丘に立地している。一一基よりなる古墳群とされるが、詳細については不明である。なお、地表面に安山岩板石で箱型に組合せた石組集石が看取され、石棺を主体とした古墳群であると思われる。なお、時期等については不明である。

また、鹿の島に隣接した丘陵上にも石棺が存在したという。現在はJ R大村線と国道三四号線によって切断されているが、かつては丘陵が海方に張り出した地形を示しており、この丘陵上に石棺群が営まれたものである。その一つに久津石棺群¹⁶がある。A・Dの四地点が確認されており、昭和五十一年(一九七六)には圃場の整備の折に発見され、A・B二地点の調査が行われた。A地点石棺は元の規模が二×一・五メートルほどの方形に近い石棺で、床面には小さな玉石を敷き詰めていた。

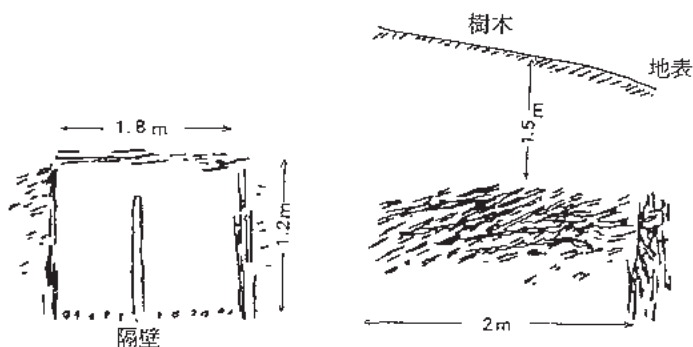


図4-20 開 正和作図 石槨想定図(左)と石槨断面図(右)

(西海考古同人会『西海考古』第2号より)

B地点石棺もA地点石棺とほぼ同様の石棺で寸詰まりの石棺である点
が共通している。副葬品などの出土遺物は確認しなかったが、調査者
は箱式石棺から横穴式石室への過渡期のものとして四世紀から五世紀の
所産としている。

ここで、大村湾沿岸などの石棺系あるいは竪穴系の横口式石室を整理
した竹中哲朗の報告①を紹介したい。竹中は黄金山古墳、ひさご塚古
墳、前島古墳群、一野古墳群の石室規模の分析を行っている。この中
で前島古墳群からは大村湾最古と思われる五世紀代中頃(TK二〇八

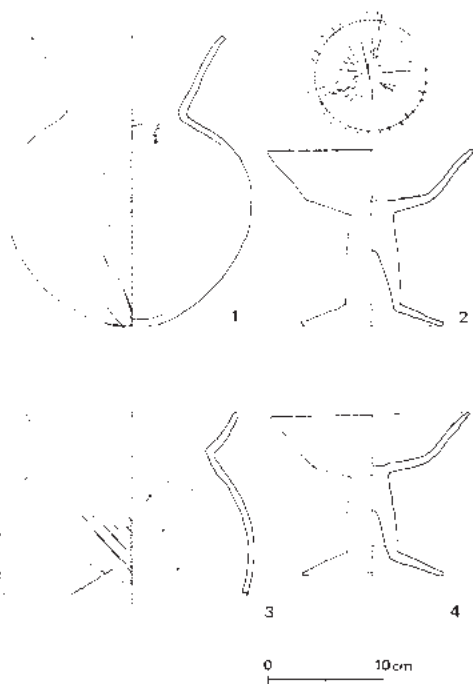


図4-21 黄金山古墳出土土土師器(古門氏実測)

(西海考古同人会『西海考古』創刊号より)

三 後期

小路口鬼の穴古墳については前述したので再掲はしない。

地堂古墳は大村市今富町地堂に所在する。黄金山古墳の南一〇〇メートルほどの位置に所在し、南に開口する横穴式石室を内部主体とする古墳である(18)。黄金山古墳同様郡川の支流である佐奈川内川によって形作られた独立丘陵の斜面部に作

段階)の須恵器が副葬されており、これを目安にそれ以前の石室の長さと同幅の比率は〇・五程度であるのに対し、それ以降のものは〇・五より小さな比率を示すというものである。つまり〇・五以上の比率を持つ石室は、五世紀中頃より遡る可能性を持つとしたもので、上記久津石棺の報告者と築造時期について大方の一致を見ている。現在のところは須恵器出現以前の石棺系石室の趨勢として妥当と思われるが、より多くの比較資料の精査によって、さらに精度は高まるものと思われる。



写真4-16 鹿の島古墳群遠景



写真4-17 鹿の島古墳群(マウンドか)



写真4-18 鹿の島古墳群(西側海岸より露出した石棺)



写真4-19 地堂古墳遠景



写真4-20 地堂古墳

られており、標高は三〇メートル前後である。墳丘は既になく、石室も大きく毀損している。石室は原位置を留めるものとして玄室では奥壁、右側壁腰石、右袖石、前室では右側壁腰石、左・右袖石を確認できる。石室の規模は玄室の長さ一・八メートル、幅一・五メートル、前室で長さ一・五メートル、幅一・二メートルほどを測る。羨道部分は毀損している。全体的に左側が屋敷の造作によって消失しており、壁面を構成する石積みや天井石は見られない。石室が複室式であることは石材の位置から確認されるが、残念なことに築造時期は不詳である。奥壁の腰石は二枚で組まれた模様で、このような例は野田古墳群や玖島崎古墳群に認められる。また市内における複室式横穴式石室の類例として、小路口鬼の穴古墳を挙げることができる。鬼の穴古墳は六世紀後半代の築造で、地堂古墳もほぼ同時代の所産と想定される。

玖島崎古墳群は玖島城の南西に位置する玖島崎の松林の中に一一基の古墳が群集している。長崎県における群集した古墳群としては規模の大きいほうである。昭和三十九年（一九六四）には九州大学教授の鏡山 猛によって調査が行われた経緯がある。

そして昭和四十四年（一九六九）には市の文化財として史跡指定がなされた。また、昭和五十六年（一九八一）には長崎県文化課による分布調査が実施され、九基の古墳が確認された。

その後平成四年（一九九二）に古墳群保存のため詳細な情報を得る学術調査¹⁹が市教育委員会によって実施された。古墳群は古くに開口していたにもかかわらず、鉄製品や玉類など原位置で確認された古

墳もあり、多くの成果を挙げている。この時の調査では昭和五十六年の県文化課が行った分布調査の折の番号との違いがあり、表4-4のように報告書において整理されている。なお、平成九年（一九九七）に長崎県教育委員会によって刊行された『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』²⁰では、昭和五十六年県文化課調査分に依拠して再度番号付けをした結果、煩雑となっている。よって、大村市が詳細調査を実施して報告を行った表4-4に基づいて整理を行ったほうが、将来齟齬をきたす可能性が少なく、良策であろうと思われる。

玖島崎古墳群は調査の結果一一基で構成される古墳群であることが判明した。内部主体は横穴式石室を主体とする両袖式のものである。特徴は羽子板状を呈する平面形状の0号墳や一号墳が示していることと、屍床を有している点である。また両袖石は壁面に組み込まれることなく佇立している。更に玖島崎の丘陵は地質的には安山岩の火山碎屑物が基盤とされ、安山岩塊石は認めるものの巨石を認めず、よって奥壁や側壁の腰石が複数枚で構成されることなどである。これらの点は、大振りの石材を使用した小路口鬼の穴古墳や地堂古墳などの大きな相違点であり、系譜の違いを示しているように思える。奥壁に二枚の腰石を使用する点や、袖石が壁面に埋め込まれない点は野田古墳群と同様であり、共通した様相と捉えることができる。更に0号墳の石室プランのように羽子板状を示すものとして松浦市の小嶋古墳群一号墳を類例として挙げることができる。更に石室内を石障で区画する造作は肥後系の古墳に多く見られ、古墳建造の系統性を示しているであろう。本古墳群の説明には墳丘を持たない古墳との表記もあるが、本来墳丘を有しない古墳は存在せず、長年の侵食や攪乱によって損なわれたものであり、事実0号墳や七号墳のように低い墳丘を残している例も存在している。築造時期は一〇号墳においては六世紀後半に築造され、七世紀前半に追葬が行われたことが出土須恵器から判明する。他の古墳も同様の推移を示すものと思われる。

上小路口古墳²¹は大村市小路口町に所在する。市道の脇にあり、畑の中に僅かに奥壁の一部が覗いている。藤田和裕の報告によれば南に開口する横穴式石室と記されている。

表4-4 玖島崎古墳群整理表

実数	本書	県遺跡台帳	備 考
1	0号墳	2号	九大調査?カードに添付してある写真のみで判断したので1と2は入れ替わるかもしれない。
2	1合墳	1号	
3	2号墳	3号	
	3調査地	—	
4	4号墳	—	カードの4号には写真が添付されていないので不明
	5調査地	6号	石材があるが移動されたもので古墳ではない。
5	6号墳	5号?	カードの5号には写真が添付されていないので不明
6	7号墳	7号	
7	8号墳	—	
8	9号墳	—	
9	10号墳	9号	
10	11号墳	8号	
11	12号墳	—	
	13号遺構	—	時期不明石組遺構

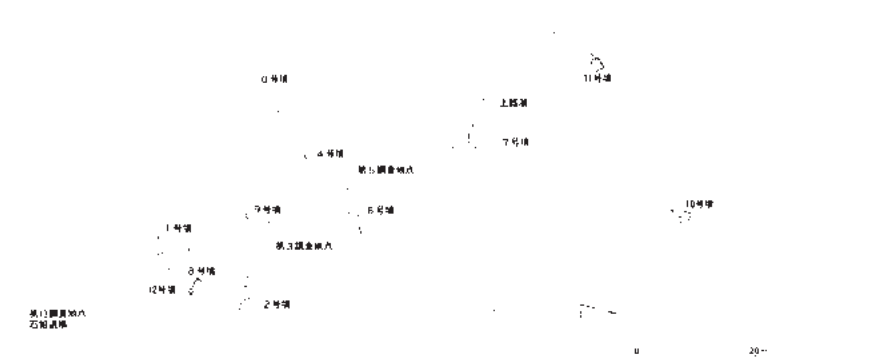


図4-22 玖島崎古墳群分布図

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第17集より)



写真4-22 玖島崎古墳群0号墳



写真4-21 玖島崎古墳群0号墳

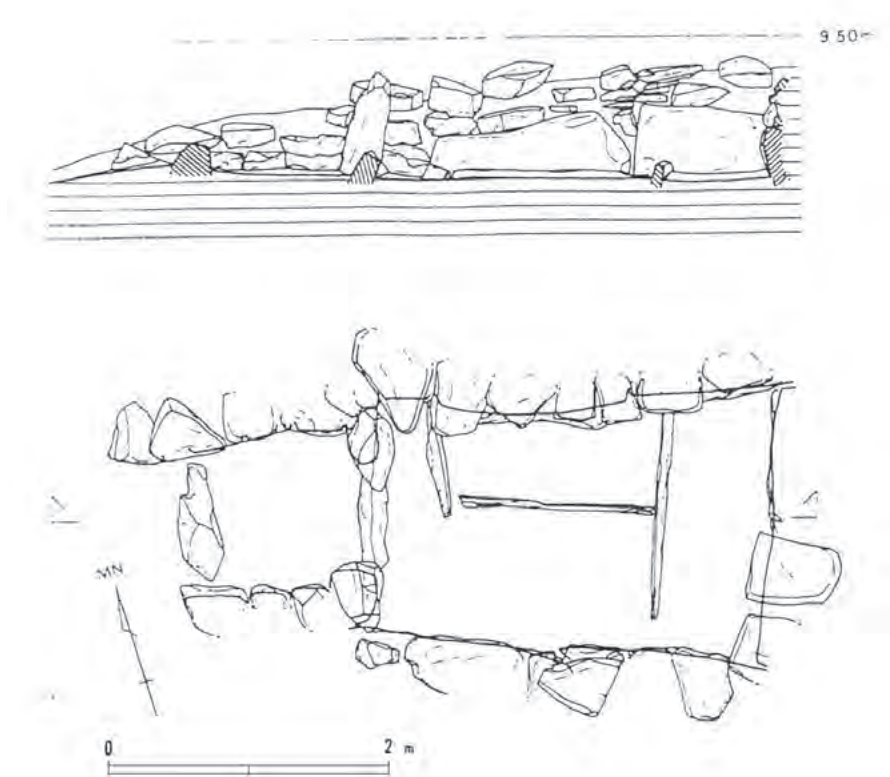


図4-23 玖島崎古墳群0号墳実測図

(長崎県教育委員会『原始・古代の長崎県』資料編Ⅱより)

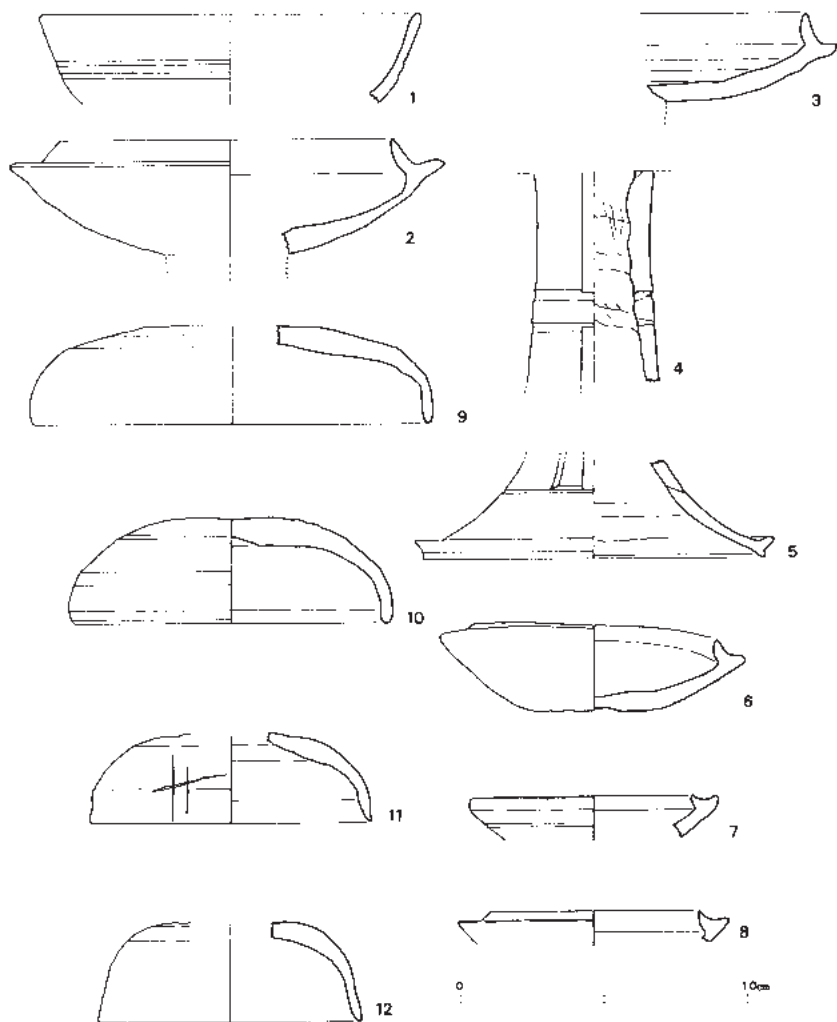


図4-24 玖島崎10号墳出土須恵器

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第17集より)

四 終末期



写真4-23 上小路口古墳

野田古墳群②は大村市野田町野田に所在し、丘陵の斜面部に立地した三基からなる古墳群である。昭和四十九～五十一年（一九七四～一九七六）にかけて長崎県教育庁文化課が実施した「長崎県埋蔵文化財発掘技術者講習会」の昭和五十年年度講習としてひさご塚古墳と野田古墳が講習対象とされ、墳丘実測や石室実測などが行われた。ミカン畑の造成などにより墳丘は既に消滅していた。この年の講習はお盆過ぎの八月十九日から二十五日までの七日間実施され、大きな成果を挙げている。長崎自動車道開設の事前の記録保存調査が昭和六十一年（一九八六）に行われ、現在は消滅している。

石室は三基とも両袖式の横穴式石室で、玄室は二基ほどの正方形に近い平面形状を有する。主軸は南北方位を取るものの若干ずれているが、いずれも谷方向に開口している。一・二号墳玄室の両袖石は壁面に組み込まれることなく佇立した格好で造作されている。この袖石を壁面に埋め込まないのは玄室形状を主眼に置いた結果であり、方形プランを追求した結果と想定される。敷石は全ての玄室にしつらえている。古墳群の築造は二号墳↓三号墳↓一号墳の順に丘陵斜面の下方から上方に築造されたものである。築造時期は七世紀前半から後半にかけて継続的に築造されている。

同じような石室の構造を持つ古墳に松浦市の小嶋古墳群の一号墳③がある。正方形プランで奥壁は一枚の腰石からなり、袖石も壁面には埋め込まれず佇立している。また敷石を有する点も同様である。更に、この袖石を壁面に埋め込まな



写真4-24 野田古墳群第2号墳全景

（長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第93集より）

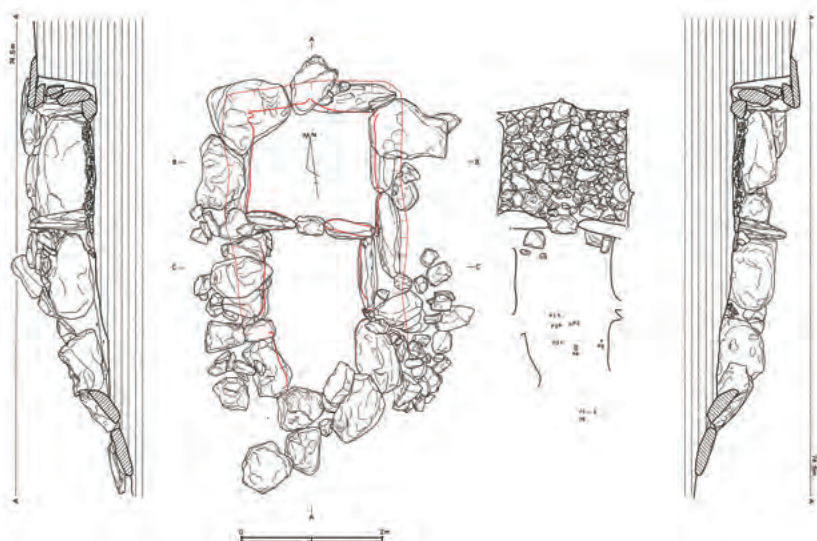


図4-25 野田古墳群2号墳石室図

(長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第93集より)

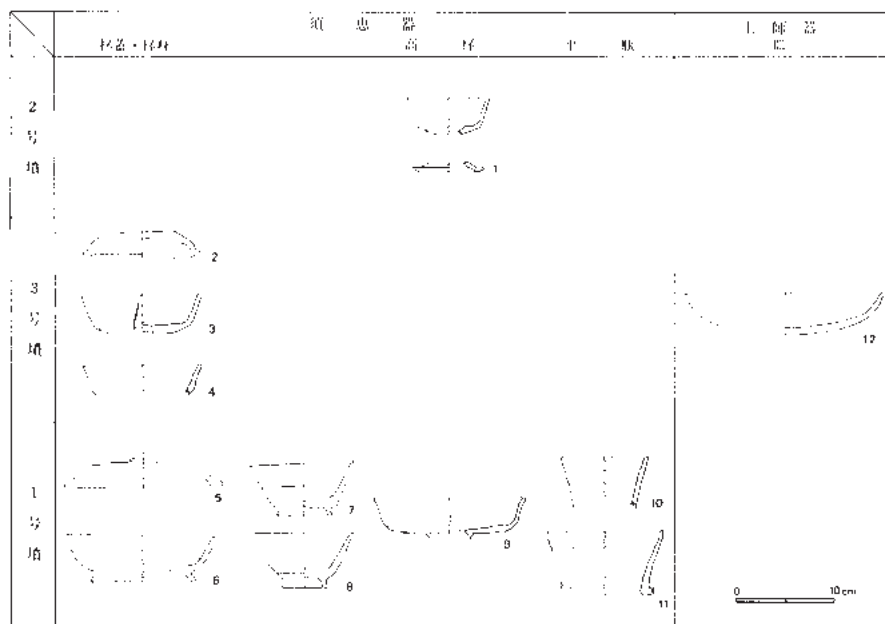


図4-26 野田古墳群出土土器分類図

(長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第93集より)

い構造は、玖嶋崎古墳群や諫早市小長井町の長戸鬼塚古墳²⁴や大峰古墳²⁵などに見られ、この時期の特長であろう。

註

- (1) 大村市教育委員会「冷泉遺跡」「黒丸遺跡ほか発掘調査概報」vol.3 1998～2002』大村市文化財調査報告書 第25集 二〇〇三

- (2) 雲仙市教育委員会「龍王遺跡(倉地川古墳)」雲仙市文化財調査報告書(概報)第1集 二〇〇六

- (3) 正林 護「小佐古石棺」長崎大学医学部解剖学第二教室 一九六九

- 大村市教育委員会「小佐古石棺墓群―B地点―」大村市文化財調査報告書第13集 一九八八

- 稲富裕和「七―小佐古B遺跡」「原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ」長崎県教育委員会 一九九七

- 大村市教育委員会「小佐古石棺群B地点Ⅱ」大村市文化財調査報告第19集 一九九五

- (4) 平凡社「長崎県の地名」日本歴史地名大系第四三巻 二〇〇一

- 藤野 保・清水紘一編「大村見聞集」高科書店 一九九四

- (5) 高倉洋彰「右手の不使用」九州歴史資料館研究論集』1 九州歴史資料館 一九七四

A類の二枚貝製腕輪は縄文的色彩が強い貝輪であり、原則女性が左前腕に着装している。しかし、B類の単殻類巻貝製腕輪および広田型ゴホウラ製腕輪は、単殻類巻貝製腕輪はオツタノハ・カサガイを素材とするものが多く、左右同数を前腕部に着装する女性が主であるものの、男性も増加する傾向が伺えるとする。さらにC類貝輪はゴホウラ製縦割貝輪が男性右腕に、イモガイ製横切貝輪が女性に、イモガイ製縦割貝輪が原則女性にと弁別され、かつC類貝輪の着装で両前腕着装はあるものの、男性は右前腕が殆どであり、女性は左前腕が殆どであるとの傾向を指摘した。C類貝輪の出自は、A類、B類の性差や着装法の相違などを止揚する形で出現しており、かつ青銅製・鉄製品の被副葬者の出現は、そこに左手の不使用者すなわち司祭的・政治的統率者の推戴・出現を想定している。

- (6) 木下尚子「南海産貝製腕輪はじまりへの予察」『日本民族・文化の生成』1 永井昌文教授退官記念論文集 九州大学永井昌文教

- 授退官記念論文集刊行会 一九八八

- 木下尚子「南海産貝輪着装習俗の構造」『南島貝文化の研究』貝の道の考古学 法政大学出版局 一九九六

木下尚子氏は高倉氏の論をさらに進めて、まる型貝輪(近海産二枚貝製(アカガイ、ベンケイガイなど)・南海産巻貝製(広田型ゴホウラ、イモガイ・タテ型)と、うず巻型貝輪(南海産巻貝製(金隈型他ゴホウラ、イモガイ・タテ型、イモガイ・ヨコ型)に分類した。この中でうず巻型貝輪は男性と小児を対象に創出され、男性の右側前腕着装に偏重性と、その後の優位性を示した。

また、まる型製貝輪のうち近海二枚貝製腕輪の縄文時代からの不連続性を想定し、弥生時代貝輪の出現の意義を想定した。

酒詰仲男ほか「肥前下ノ釜貝塚発掘報告」『人類学雑誌』第五八巻第一〇号 日本人類学会 一九四三

〔8〕小田富士雄「五島列島の弥生文化―総説篇―」『長崎大学人類学考古学研究报告』第二号 長崎大学医学部解剖学第二教室 一九七〇

小田富士雄『九州考古学研究―弥生時代篇―』学生社 一九八三

〔9〕小田富士雄「長崎県大村市・黄金山古墳調査報告」『九州考古学』第39・40号 九州考古学会 一九七〇

時津町教育委員会「前島古墳群Ⅱ」『時津町埋蔵文化財調査報告書第2集』一九九四

〔10〕前掲註(9)

〔11〕佐野 一「長崎県大村市・黄金山古墳の人骨」『九州考古学』第39・40号 九州考古学会 一九七〇

〔12〕開 正和「大村市黄金山古墳の調査」『西海考古』第2号 西海考古同人会 二〇〇〇

〔13〕古門雅高「黄金山古墳出土土師器の検討」『西海考古』創刊号 西海考古同人会 一九九九

〔14〕竹中哲朗「大村湾・橘湾沿岸の古墳・箱式石棺の検討」『西海考古』第5号 西海考古同人会 二〇〇三

〔15〕長崎県教育委員会「Ⅲ 久津石棺群の調査」『長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅰ』長崎県文化財調査報告書第35集 一九七八

寺田正剛「六〇 久津石棺群」『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』長崎県教育委員会 一九九七

〔16〕前掲註(15)

〔17〕長崎県教育委員会「Ⅱ ひざこ塚古墳・鬼の穴古墳 野田古墳」『長崎県文化財調査報告書第50集』一九八〇

〔18〕大村市教育委員会「玖島崎古墳群」『大村市文化財調査報告書第17集』一九九三

〔19〕小松 旭「七二 玖島崎古墳群」『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』長崎県教育委員会 一九九七

〔20〕前掲註(18)

〔21〕長崎県教育委員会「野田古墳」『長崎県埋蔵文化財調査集報Ⅲ』長崎県文化財調査報告書第50集 一九八〇

宮崎貴夫「六四 野田古墳」『原始・古代の長崎県 資料編Ⅱ』長崎県教育委員会 一九九七

〔22〕長崎県教育委員会「野田古墳」『九州横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅵ』長崎県文化財調査報告書第93集 一九八九

〔23〕松浦市教育委員会「小嶋古墳群」松浦市文化財調査報告書第4集 一九八八

〔24〕小長井町教育委員会「長戸鬼塚古墳―修復整備に伴う発掘調査―」『小長井町文化財調査報告書第1集』一九九八

〔25〕藤田和裕「第六節 長崎県の古墳文化」『原始・古代の長崎県 通史編』長崎県教育委員会 一九九八

第四節 古墳時代の生産・生活遺跡と風土記

一 郡川周辺の生産・生活遺跡

市内における生活関連遺構の検出は、弥生時代以降の住居跡等を含めて、郡川周辺の沖田・黒丸地区で主に検出されている。これは多良岳から流れ出た郡川がその堆積物によって流路を徐々に北西方向に変化させ、現在に至ったためである。長岡信治によれば扇状地主体の平野で、形態は南北九キロメートル、東西三キロメートルの扇形で、分布高度は四五メートル以下である。この平野は扇状地（最終氷期）、谷底低地、氾濫原、砂州・三角洲（完新世）に細分される¹⁾。

扇状地は大村平野の約七〇パーセントを占め、分布高度は海拔四五～マイナス二〇メートルで、平均勾配は一三％である。扇端部は海岸線から海底面に連続し、水深二〇メートル付近で海底に没する。そのため伏流水は海底面で湧出し、灌漑用水としての水利が悪くなっている。このため古くから水利の便が悪く、条里の遺構も平野北部に限定されている。しかし水利の悪さは半面畑作には向いており、事実小麦や人参などの畑作物は多種・多量に栽培されている。

では、いつ頃から現在のような地貌になったのであろうか。長岡の報告によれば、大村市南西部の津水では、沖積層の貝化石の放射性測定年

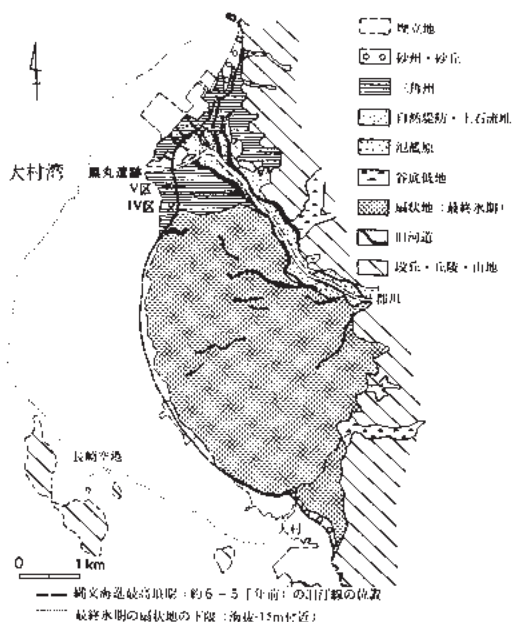


図4-27 大村平野の地形分類図と縄文海進極相期の海岸線の位置
国土地理院（1980）を1984年国土地理院撮影の2万分の1航空写真で修正（長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第132集より）

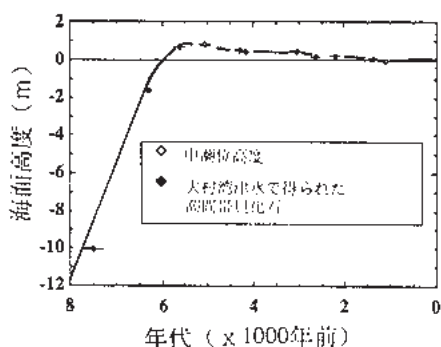


図4-28 大村湾南東部における海面変化曲線（長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第132集より）

代を基に完新世の海面変化曲線が描かれている①という。これによれば、大村湾南東部の相対的海水準は約四二八〇年前に海拔十・五メートルの完新世最高高度に達し、以後現在の水準まで徐々に低下したとしている図4-28。

このことは、平成七年（一九九五）調査②の黒丸町五八七番地一外地点において、標高一メートル強の高度で縄文時代晩期のドングリ貯蔵穴六二基と、標高一・五メートルと同じく縄文晩期の竪穴住居跡が検出されたことが証明している。すなわち縄文時代前期の海進の後には、海面の上昇は顕著でなく、現在我々が目にする風景が存在したのである。

更に、平成十九年（二〇〇七）の長崎県学芸文化課による発掘調査③は、郡川直南の沖田町において実施され、縄文時代晩期の埋甕が確認された。また八二基の柱

穴や土壇、溝状遺構、集石遺構などが確認され、埋甕の存在から周辺に生活域が存在するであろう。また、遺跡の直北を西流する郡川は現在とその流路を変化させていないものと思われ、縄文晩期以後安定した流れであったのである。このことは平成二十一年（二〇〇九）実施された調査④においても追認されている。また航空写真図4-29からも確認され、条里限界である北側界線の北二〇メートルほどが畦畔の並びが異なっており、自然の堤防の痕跡と見られる。



図4-29 黒丸遺跡の過去の主な調査地点（長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第201集から）

以上が、沖田・黒丸地区の地理的・歴史的な状況であるが、南部の大上戸条里遺構周辺の変遷については、土地利用の頻度が高く、かつ早く城下町化、市街化したため、今一つ把握できていない。しかし、水田作・畑作を中心としての生産域が発達したであろうことは、周辺の石棺墓や古墳の立地からして十分に想定されるところである。

前置きが長くなったが、このような地理的・地質的制約の中で古墳時代の遺跡としてどのようなものが確認されているのであろうか。

昭和五十二年（一九七七）に都市下水道工事中に見えられた黒丸遺跡⑤は、大村湾扇状地に展開する生活関連の遺跡として著名であり、また大村市が主体となって発掘調査を行った初めての遺跡である。検出された遺構には、縄文時代晩期の埋甕などがあるが、概して遺構の残り具合が悪く、古墳時代の土師器なども多量に検出された。土師器には甕・壺・高坏・盃・小形の丸底壺など須恵器を伴わない時期のもので、黄金山古墳の作られた時期と相前後するものである。また周辺には碁盤の目の田圃の区画が認められ、古代の条里が施行された場所である。条里に関係する地名としては「九の坪」という小字名が残されているが、坪付けの方法等は不明である。航空写真④・29を見ると長地の田圃が多いように見受けられる。また周辺には彼杵郡衙所在地の想定も行われており、古代から重要な場所であったのである。

昭和五十二年（一九七七）の調査以降、各種開発事業に伴って調査が何回も実施されているが、平成二十年（二〇〇八）には沖田町六七七近傍で土壙が確認された⑥。土壙の規模は直径一・二メートルほどの円形の掘り込みで、この中に樽形のはそうが出土した。はそうは注口部を下にして横たわった状態で出土し、土壙を掘ったあとすぐに埋め込んだものらしい。ほぼ完形であり、中に内容物があつたため、九州国立博物館の協力を得てX線CTによる分析を行ったが、分解・消滅したものであろうか固まった土以外のものは確認がなされなかった。何のための土壙なのかはつきりしないが、我々が古くに忘れ去った農耕祭祀等に関連する遺構の可能性がある。時期はこの須恵器の型式からTK二〇八段階のもので、五世紀中頃の所産である。なお本地点から四〇〇メートルほど南西の地点⑦からも平成七年（一九九五）に六世紀前半代の須恵器の坏と蓋などが出土しており、長期にわたる生産域・生活域であったことを如実に物語っている。

表4-5 黒丸遺跡の主な調査履歴

(長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第204集より)

番号	調査開始日	調査終了日	主な検出遺構	主な出土遺物	調査の種類	報告書(発行機関・シリーズ番号・書名)	発行年
1	19770704	19770713			範囲確認	大村市黒丸遺跡調査会【黒丸遺跡発掘調査報告書】	1980
2	19780214	19780311			範囲確認	大村市黒丸遺跡調査会【黒丸遺跡発掘調査報告書】	1980
3	19781121	19790531	縄文晩期甕棺墓	晩期土器・石器、石包丁【2点】 弥生時代中期土器、古墳時代土師器	本調査	大村市黒丸遺跡調査会【黒丸遺跡発掘調査報告書】	1980
4	19901203	19901214			範囲確認	長崎県127集【黒丸遺跡Ⅰ】	1996
5	19931025	19940215	弥生時代中期甕棺群 ほか	縄文時代晩期土器・石器、弥生時代土器	本調査	長崎県127集【黒丸遺跡Ⅰ】	1996
6	19941115	19950203	ドンクリ貯蔵穴群、住居跡	縄文時代晩期土器・石器、弥生時代土器	本調査	長崎県127集【黒丸遺跡Ⅰ】	1996
7	19940000	19970200	縄文晩期石組炉跡	舟形木製品・石包丁【3点】	範囲確認	大村市20集【黒丸遺跡ほか発掘調査概報VOL.1】	1997
8	19951101	19960315			本調査	長崎県132集【黒丸遺跡Ⅱ】	1997
9	19970000	19980000			範囲確認	大村市24集【黒丸遺跡ほか発掘調査概報VOL.2】	2000
10	19970402	19970409	溝	かわらけ	範囲確認	大村市24集【黒丸遺跡ほか発掘調査概報VOL.2】	2000
11	19980000	20020000	弥生中期矢板列	木製品(堅杵、鋤、弓、柄、斧柄、舟形木製品) 弥生中期土器	範囲確認	大村市25集【黒丸遺跡ほか発掘調査概報VOL.3】	2003
12	19990823	19990915			範囲確認	長崎県158集【埋蔵文化財調査年報8】	2001
13	19990000	20010000			範囲確認	大村市28集【黒丸遺跡ほか発掘調査概報VOL.5】	2005
14	20010726	20010807	中世柱穴群、土坑	土師器、龍泉窯系青磁、滑石製品ほか	範囲確認	大村市28集【黒丸遺跡ほか発掘調査概報VOL.5】	2005
15	20021202	20030320	畦畔状遺構、杭列	弥生時代中期木製品(又麻)、土器	範囲確認	大村市27集【黒丸遺跡ほか発掘調査概報VOL.4】	2004
16	20040113	20040312			範囲確認	大村市28集【黒丸遺跡ほか発掘調査概報VOL.5】	2005
17	20050222	20050331	畦畔状遺構、杭列、 ドンクリ貯蔵穴(古墳 時代初頭か)	木製品(三又鍬、鋤などの農具類)、古式土師 器	範囲確認	大村市31集【市内遺跡発掘調査概報1】	2007
18	20051027	20060111			範囲確認	大村市31集【市内遺跡発掘調査概報1】	2007
19	20001218	20010219	縄文後期晩甕土坑	縄文後期、晩期前半土器	範囲確認	大村市31集【市内遺跡発掘調査概報1】	2007
20	20070409	20070427		縄文晩期土器、古墳時代中頃の土師器	範囲確認	大村市32集【市内遺跡発掘調査概報2】	2008
21	20050218	20050314	柱穴	白磁、青磁、滑石製品	範囲確認	大村市32集【市内遺跡発掘調査概報2】	2008
22	20071018	20080305	縄文晩期柱穴群	縄文時代晩期～弥生時代中期にかけての土器・ 石器	本調査	長崎県201集【黒丸遺跡Ⅲ】	2009
22	20090106	20090313	弥生時代前期柱穴、 土坑	縄文晩期～弥生時代中期にかけての土器・石器	本調査	長崎県204集【黒丸遺跡Ⅳ】	2010

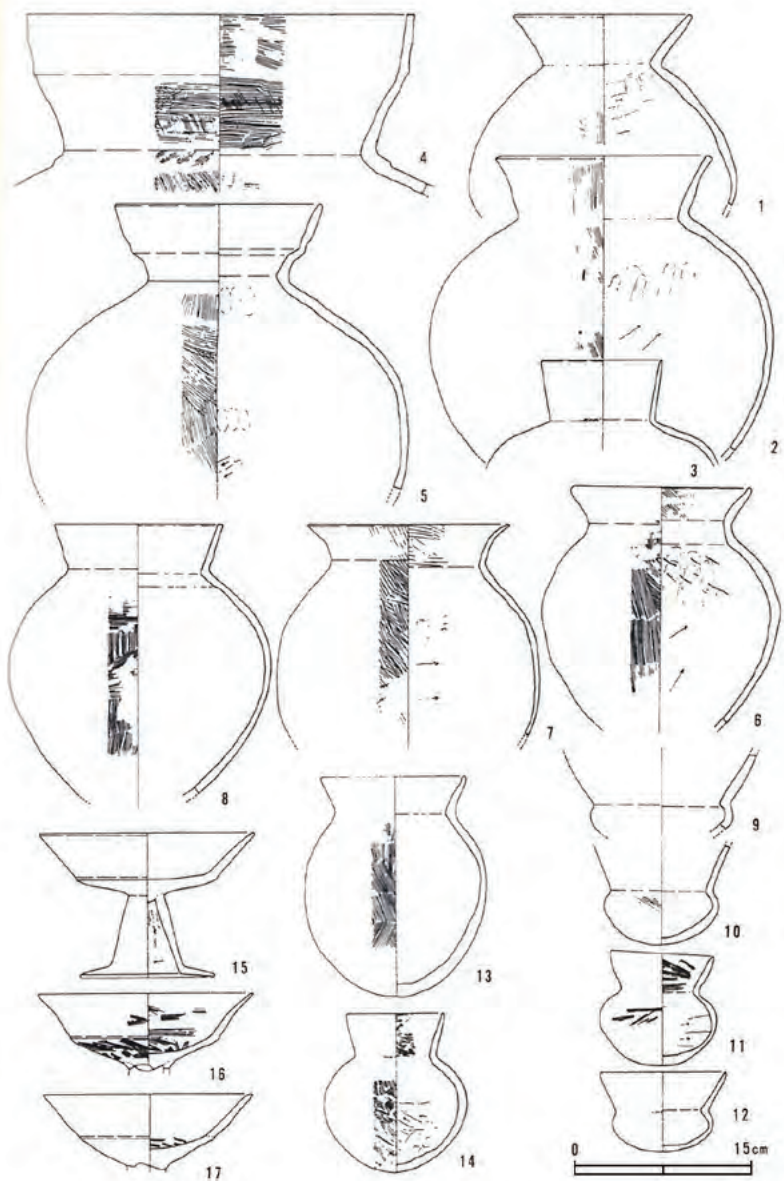


図4-30 黒丸遺跡出土遺物

(長崎県教育委員会『原始・古代の長崎県』資料編Ⅱより)



写真4-25 樽形はそう

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第34集より)

稗田遺跡⑧は弥勒寺町稗田にある。標高一七メートルほどの標高を測り、南に伸びる丘陵の西側斜面に営まれた遺跡である。昭和六十二年(一九八七)に調査が実施され、IV区から弥生時代の円形住居跡二軒を切り込んだ二軒の古墳時代前期の方形の住居跡を検出した。

四軒の住居跡はほぼ重なるようにして確認されており、土器からは弥生時代前期の板付Ⅱ式土器、中期の亀の甲式土器や須玖式系統のもの、熊本の黒髪式系統のものを含んでおり、円形の住居跡(一・二号)に伴うものであろう。古墳時代の住居跡(三・四号)は方形の平面系を示すもので、一辺が五メートルほどの竪穴式である。四号

住居跡の残りが一番良く、五×六メートルほどのやや長方形で、炉跡はカンカンと音がするほど硬く焼けていたという。いずれの住居跡にもカマドは備え付けられてなく、炉による調理加工、採暖採光がなされていた。調査で見つかった土器は、古墳時代の土師器で須恵器を伴う時期より遡る時期のものである。甕では図4-33の一五～一七のA群と、一二～一四のB群に、図4-34の一三～一一四はC群に分けられ、この場合図4-32の一・二など底の丸みを帯びるものはA群に包括されるものと思われる。三号・四号住居跡に属する土器群は、三号にA+Bの群が、四号にC群が属するものと思われる。なお、四号住居跡に伴うとみられる柱穴から圭頭斧箭式鉄鏃が出土して、かつそれは砂岩製及び粘板岩製の砥石を相伴しており、炉跡の赤変硬化とともにこの竪穴式



図4-31 稗田遺跡住居跡実測図

(稗田遺跡調査会『稗田遺跡』より)

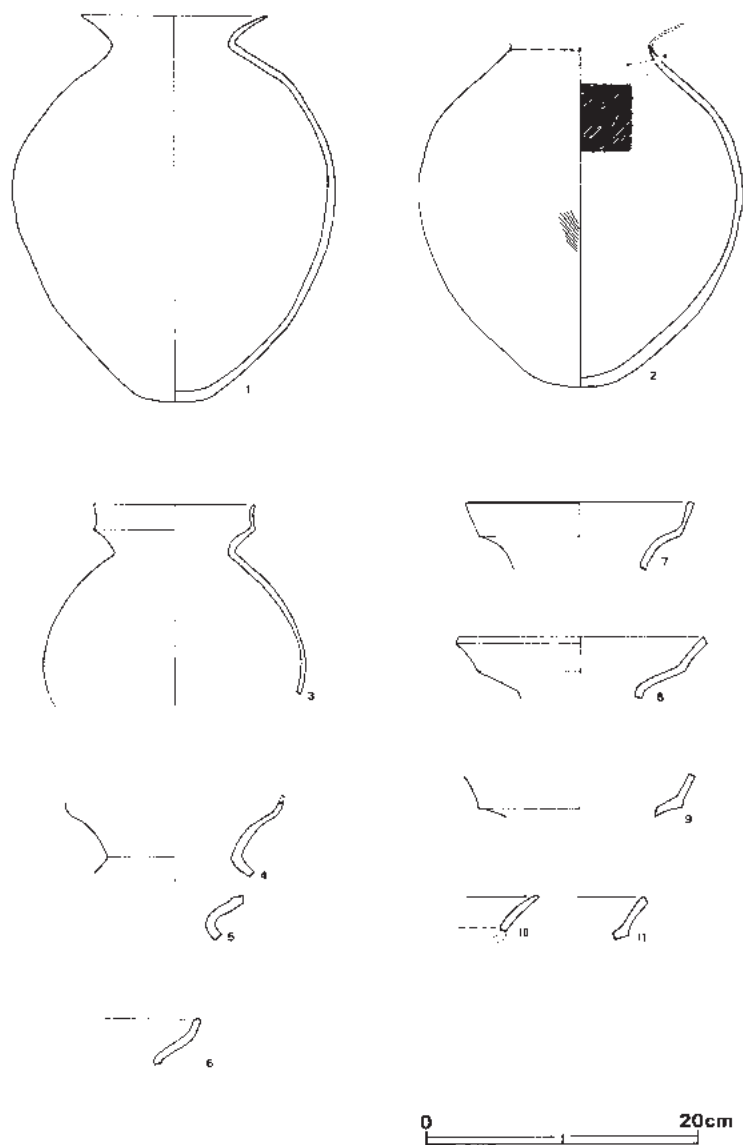


図4-32 稗田遺跡住居跡出土土器実測図

(稗田遺跡調査会『稗田遺跡』より)

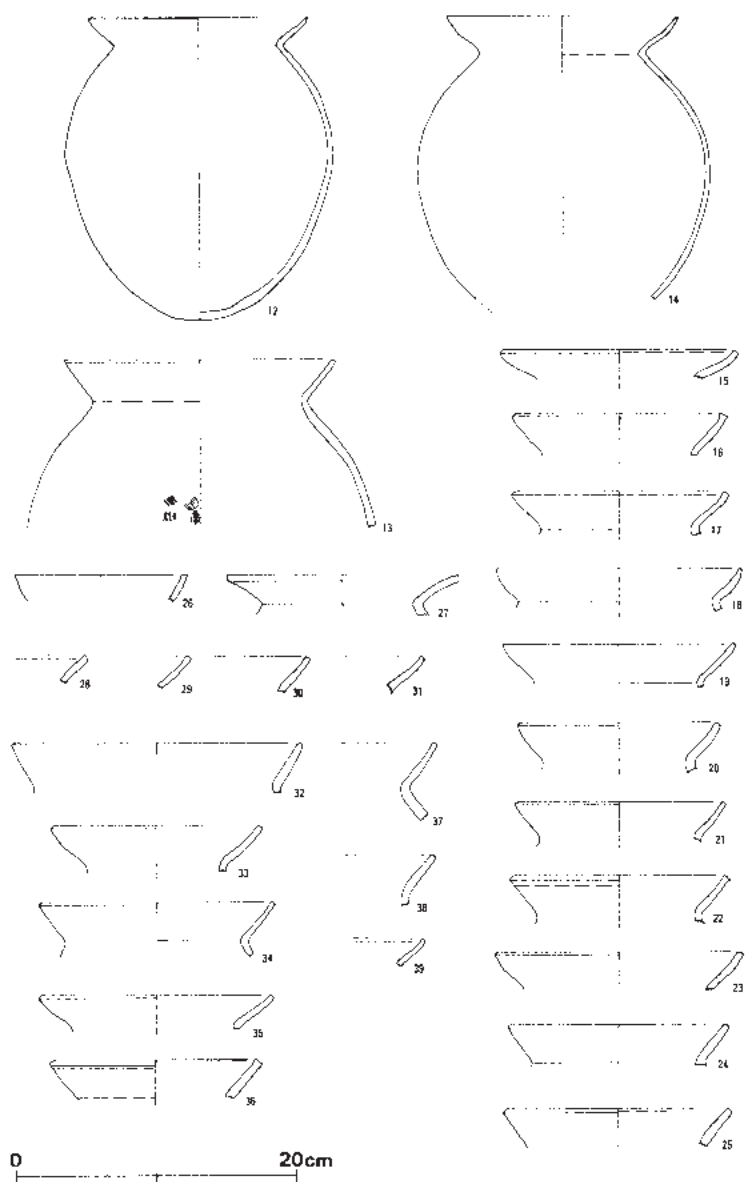


図4-33 稗田遺跡住居跡出土土器実測図

(稗田遺跡調査会『稗田遺跡』より)

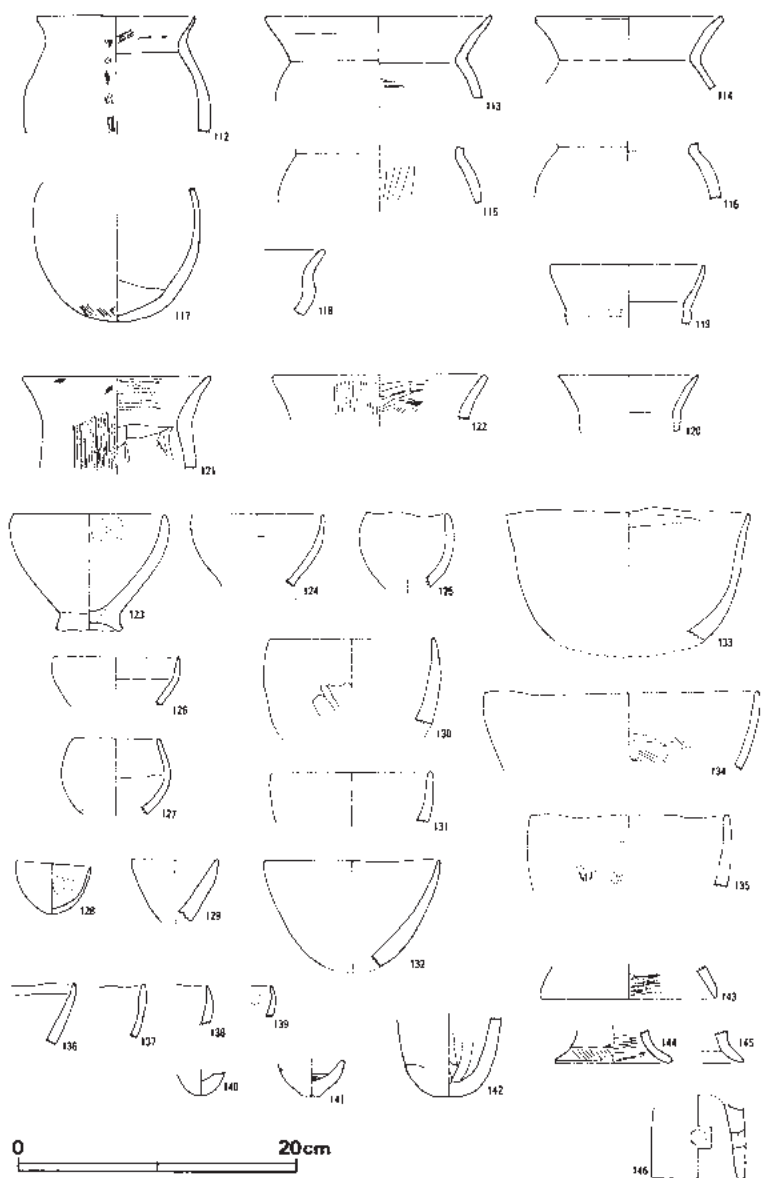


図4-34 稗田遺跡住居跡出土土器実測図

(稗田遺跡調査会『稗田遺跡』より)

住居が工房跡の機能を示している可能性がある。

岩名遺跡⑨は今富町の水田下に位置し、標高は二三メートル前後を測る。冷泉遺跡から南に約一キロメートル離れており、野田川に北面している。調査は平成九～十年にかけて三回行われている。確認された遺構は、竪穴住居跡一棟、掘立柱建物二棟、炉跡二基である。

竪穴住居跡は方形のプランを示すが、一辺の長さは調査の都合で不明である。住居跡床面には周溝は認められない。トレンチ東端に炉跡が確認され、赤変・硬化していた。また炉跡南に白石が確認された。遺物は古式土師器が多量に見られ、また手捏ね土器も確認されている。器種は甕・壺・二重口縁壺・埴・高坏と多器種が認められた。須恵器の共伴は見られず、五世紀前半代の所産である。

以上、これまでに調査が行われた生産遺跡又はそれを支えた生活遺跡を見てきたが、古墳時代の初期から郡川周辺において生活域が営まれていたことが判明する。これは古くに水田可耕地が出現したからにはかならず、それは郡川周辺や沖田・黒丸周辺に求めることができる。このような稲作や畑作などの生産背景を基礎として、黄金山古墳などの墳墓が造営されたことは容易に想像されるのである。黒丸周辺においては後述するようにプラント・オパール分析によって稲作農耕の存在が裏付けられるが、大上戸川周辺においては果たされていない。小佐古石棺群や琴平神社古墳などの存在から見ても、条里遺構として遺存している周辺環境の復元や科学的分析が求められるところである。ただ、大上戸条里遺構周辺においては広大な水田可耕地を求めることは困難であり、その場合陸稲栽培の耕地の復元がなされるべきであろう。『延喜式』卷二十二民部上においては

凡そ山城、阿波・両国の班田は陸田・水田相い交えて文を授けよ。

と記しており⑩、陸田から収穫される雑穀や陸稲、即ちオカボによる租をも予定しているのであろう。

さて、市内における生産性の背景は田や畑のみに限らず、前面に広く展開する大村湾にこそあったのであろう。『肥前国風土記』に記すように海藻類は貢納物として当てられたのであり、また白色や黒色の真珠は神の依り代として機能した。

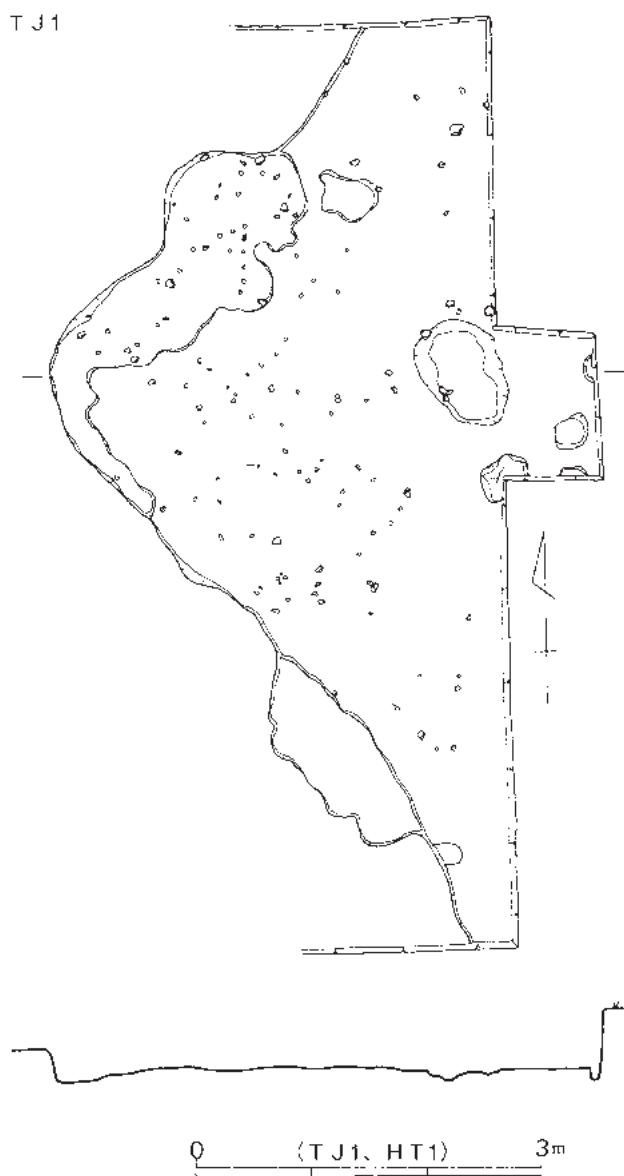


図4-35 岩名遺跡遺構実測図 (大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第24集より)

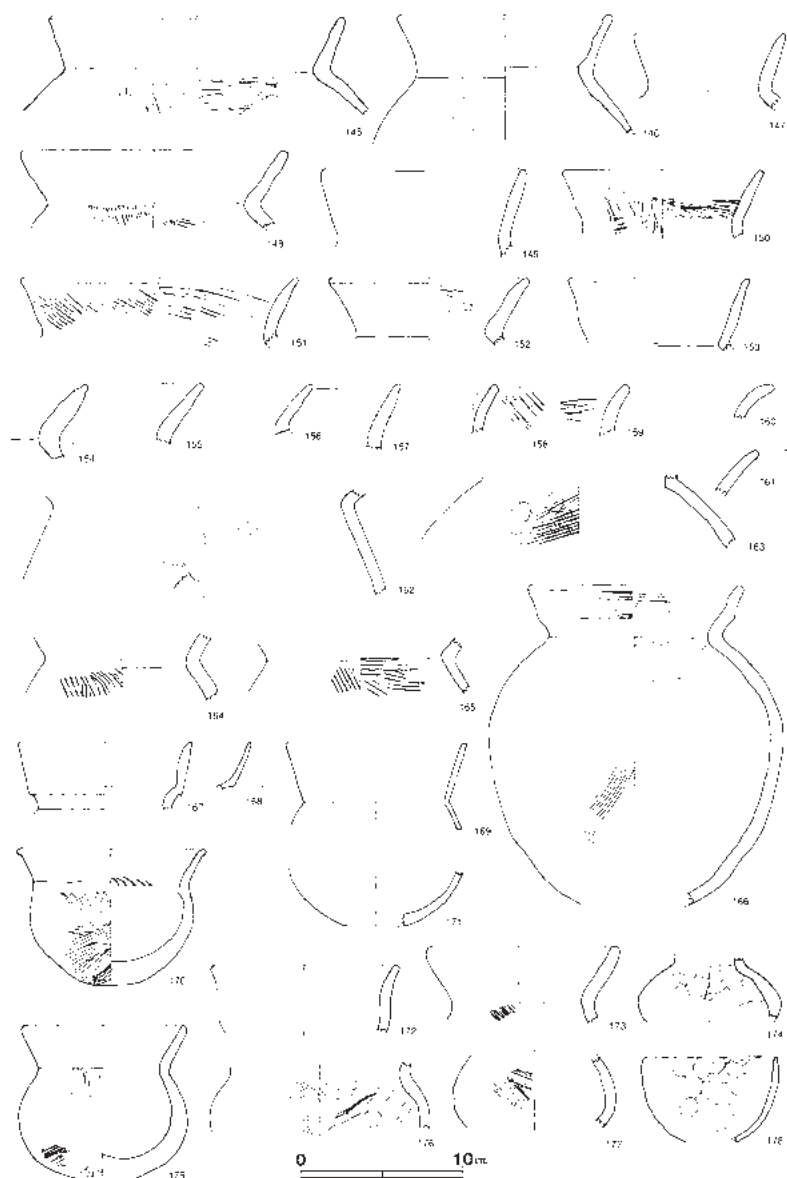


図4-36 岩名遺跡出土遺物

(大村市教育委員会 大村市文化財調査報告書第24集より)

また妙薬としても珍重されたと推察される。

大村市における本格的な考古学調査は黒丸遺跡の調査が最初である。長崎県の特性として、地理的な面からは住居跡などの遺構を保護する役目を持つ火山灰などの堆積層が薄いことが挙げられる。これは遺跡の所在地が火山灰を噴出・降下・堆積させる火山群の西側に位置している関係からである。すなわち火山の噴出物は火口よりも東側に堆積するという特性を持っている。火山による堆積物の少なさは、遺構や遺物などのグラントカバーとしての機能を果たさないのであり、また降雨などによる侵食の度合いを増すことをも意味している。さて、このような良好とはいえない環境にありながらも、土壌分析やその他の自然科学分析によって判明していることも多い。

まず、平成五年（一九九三）調査時に採集された黒丸遺跡①Ⅱ―四区東壁Ⅱa層～Ⅳb層までの層から採取された六本の植物珪酸体（プラント・オパール）分析が行われた。この分析は植物の細胞内にあるガラス主成分である珪酸（ SiO_2 ）が、植物枯死後も土壌中に残る性質を利用して分析する方法である。分析結果は図4―37・38のとおりである。この表の中でⅣ層は縄文時代晩期以前の層で、Ⅳa及びⅣb層ではウシクサ族型や棒状珪酸体が多く検出されるのに対し、縄文時代から弥生時代のⅢa層より上の層からはイネが多量に検出されている。Ⅲb層は縄文時代～弥生時代、Ⅲa層は弥生時代から古代に比定されている。以上の結果からⅣ層の堆積環境はヨシ属が多く育成する湿地的な環境で、周辺にはススキ属やネザサ節などの植生が見られた。Ⅲb層もほぼ同様の環境であったが、Ⅲa層の時期には湿地を利用した水田耕作が開始されたと想定されている。

また、同時に実施された花粉分析では、最下層のⅣb層では樹木の多い環境で、コナラ属コナラ亜属が優占し、クリーシイ属が出現し、樹木が多く繁茂する環境であったとされる。Ⅲa層（弥生時代～古代）では草本花粉が樹木花粉に優占し、イネ科が高率で出現している。このことから、Ⅲa層堆積時には湿地や草地を拓いて水稻耕作を開始したであろうと、植物珪酸体分析と同様の結果が提示されている(12)。

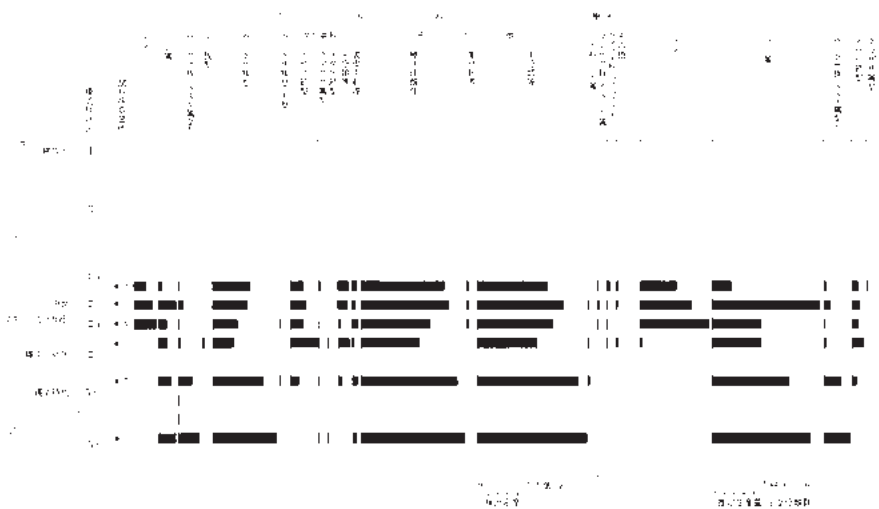


図4-37 黒丸遺跡Ⅱ-4区植物珪酸体分析結果

(長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第127集より)

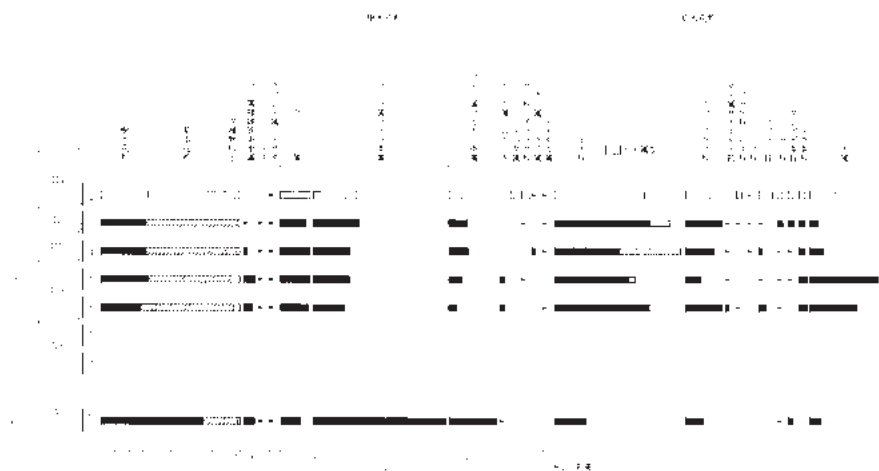


図4-38 黒丸遺跡における主要花粉組成図 (花粉総数が基数)

(長崎県教育委員会 長崎県文化財調査報告書第127集より)

風土記に載せる彼杵郡

さて、古代の日本の地誌や風物を描いたものに風土記がある。現存する風土記は常陸国・播磨国・出雲国・豊後国・肥前国の五風土記のみである。他に江戸時代初期以降に、風土記から散逸したと思われる記事を採録したものを逸文という形で纏められた史料もある。

また、風土記と対をなすものとして古代の歴史を主体に綴ったものに『古事記』や『日本書紀』がある。『古事記』は和銅五(七二二)年に編纂・上梓された。風土記は『続日本紀』元明天皇の条によると

五月甲子、畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好き字を着けしむ。その郡の内に生れる、銀・銅・彩色・草・木・禽・獸・魚・虫等の物は、具に色目を録し、土地の沃瘠、山川原野の名号の所由、また、古老の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上せしむ。

とあることから、和銅六(七二三)年に風土記撰進のことが定められたが、成立年代については今一つ明らかでない。しかし『続日本紀』元正天皇養老四(七二〇)年五月に完成した『日本書紀』と同様の内容の記事を載せていることや、『出雲国風土記』に載せる

右の件の郷の字は、靈龜元年の式に依りて、里を改めて郷と為す。その郷の名の字は、神龜三年の民部省の口宣を被りて改む。

により「里」を用いず「郷」を用いていることなどから天平十二(七四〇)年の郷里制廃止以前の上梓とすることができよう。この八世紀前半頃になった『肥前国風土記』は現在の佐賀・長崎県のことを記している。基肄郡以下一郡について触れ、県内では松浦郡、彼杵郡、高来郡の三郡を収録している。彼杵郡には四郷あるものの浮穴郷と周賀郷のみを載せ、大村郷と彼杵郷は記載されてなく散逸したものと思われる。

『魏志』倭人伝には「倭の地は温暖(中略)真珠・青玉を出だす。」「瑇瑁、倭の太夫率善中郎將掖邪狗等二〇人を遣わし(中略)白珠五千孔・青大勾珠二枚(中略)を貢す。」と記すように鮑玉や真珠が多く獲れたのである。現在のはめつきり少

なくなつたが、大村湾の波静かな海面に幾艘もの真珠筏が浮かんでいたのは昭和の風物詩であつた。我が国では古来より真珠を産しており、高知県宿毛貝塚や福井県鳥浜貝塚などの遺跡から発見されている。

七世紀前半頃の様子を記す『肥前国風土記』⁽¹³⁾に、

速來の門 郡の西北にあり。此の門の潮の来るは、東に潮落つれば西に涌き登る。涌く響、雷の音に同し。因りて

速來の門という。又、朽れる木あり。本は地に著き、末は海に沈めり。海藻早く生うるを以ちて、貢上に擬つ、ま

た「彼杵の郡 郷四所、里七、駅二所、烽三所。昔者、纏向の日代に宮に御宇しし天皇、球磨唱吟を誅い滅ぼして

凱旋りましし時、天皇豊前の国、宇佐の海濱の行宮に在して、陪従の神代直に勅せて、此の郡の速來の村に遣りて土

蜘蛛を捕らしめたまいき。ここに人あり、名を速來津姫という。此の婦女の申しけらく。妾が弟、名を健津三間といひ、

健村の里に住めり。此の人、美しき玉有たり。名を石上の神の木蓮子玉といひ、(中略)一つは白珠という。(中略)亦申

しけらく、人あり、名を篋簾といひ、川岸の村に住めり。此の人、美しき玉有たり。(中略)神代直、此の三色の玉を

捧げて、還りて御に献りき。時に天皇、勅りたまひしく。此の国は具足玉の国と謂うべし、とのりたまひき。今、彼

杵の郡と謂うは訛れるなり。

と記す。速來は早岐と考えられ、ここには邑長・速來津姫がおり、神代直に捕らえられてしまふ。そして、その弟・健津三間、篋簾が秘蔵する三色の玉のことを告げ、遂に天皇に献上したことを伝える。木蓮子玉とはイタビカズラの実で熟すると黒色になるところから黒い玉すなわち黒真珠のことを指しているようだ。また白珠は真珠のことと思われ大村湾に産する天然真珠のことであろう。篋簾の玉は麗しき玉で別の色をしていたのであろう。これらの玉は神の依り代であり、また祭祀の神宝として秘蔵されていたのであろうが、これらを剥取することで貢納民化させたことを表現したのであろう。

この白玉については老岐の原の辻遺跡の出土木簡がある⁽¹⁴⁾。木簡は土壙から五点滴出土し、時期は奈良・平安期と思われる。文字判読不明の木簡がほとんどであるが、その中の一点に「白玉六□(升又は斤)」や「高□(杖カ)」の文字が読み取れ、この白玉が『肥前国風土記』や『日本書紀』にいう白玉、すなわち天然の真珠のことと思われる。『日本書紀』武烈即位前紀に

いう「蜷白玉（あわび波寝之羅蛇魔^{しらたまたま}）」も、そのことを指すと思われる、宇久島の宮ノ首遺跡⑮や壱岐郡勝本町の串山ミルメ浦遺跡⑯はアワビを採取・加工・貢納した拠点であったことが判明している。

また記紀、風土記の神武東征や景行西征にたびたび土蜘蛛のことが書かれている。土蜘蛛とは、当時の大和朝廷に従わない地方の勢力を主に表現しており、「土々天に対する地の意」、「蜘蛛」力強き意々くまの転で「きみ」・「かみ」と同義と解される。『肥前国風土記』では十箇所に土蜘蛛が記載される。佐賀郡川上（大山田女・狭山田女、小城郡、松浦郡賀周の里（海松みわの榎媛）、同郡大家の嶋（大身）、同郡値嘉の郷（小近・大耳、大近・垂耳）、杵島郡嬢子山（八十女）、同郡能美郷（大白、中白、少白）、彼杵郡速来村（速来津姫）、同郡浮穴郷（浮穴沫媛）、同郡周賀郷（鬱比表麻呂）などである。以上のうち、半数は「ヒメ」と称され、女性でありかつ邑長と考えられる。女性で霊能に長けた者として想起されるのに『魏志』倭人伝にいう「鬼道に事え、能く衆を惑わす」卑弥呼がいる。彼女らは倭国大乱や景行西征などの国難に際して推戴された祭政に関する権能者であり、民衆の代表者であったのである。

註

- ① 長岡信治「黒丸遺跡の地形と地質」『黒丸遺跡Ⅱ 都市計画道路杭出津・松原線改良工事に伴う発掘調査報告書』長崎県文化財調査報告書第132集 一九九七
- ② 長崎県教育委員会『黒丸遺跡Ⅱ 都市計画道路路杭出津・松原線改良工事に伴う発掘調査報告書』長崎県文化財調査報告書第132集 一九九七
- ③ 長崎県教育委員会『黒丸遺跡Ⅲ 長崎県文化財調査報告書第201集 二〇〇九
- ④ 長崎県教育委員会『黒丸遺跡Ⅳ 長崎県文化財調査報告書第204集 二〇一〇
- ⑤ 黒丸遺跡調査会『黒丸遺跡』長崎県大村市黒丸町所在黒丸遺跡の調査報告 一九八〇
- ⑥ 大村市教育委員会『第三章 黒丸遺跡の調査』『市内遺跡発掘調査概報3』大村市文化財調査報告第34集 二〇〇九
- ⑦ 大村市教育委員会『第二章 一 黒丸遺跡』『黒丸遺跡はか発掘調査概報Vol.1 1994～1997』大村市文化財調査報告書第20集 一九九七

- (8) 稗田遺跡調査会「稗田遺跡 弥勒寺地区農業構造改善事業にかかる遺跡の発掘調査報告書」一九八八
- (9) 大村市教育委員会「三一 岩名遺跡」『黒丸遺跡ほか発掘調査概報Vol.2 1997～1999』大村市文化財調査報告書第24集 二〇〇〇
- (10) 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上・中 集英社 二〇〇〇・二〇〇九
- (11) 株式会社 古環境研究所「Ⅰ. 黒丸遺跡の植物珪酸体分析」『黒丸遺跡Ⅰ』長崎県文化財調査報告書第127集 一九九六
- (12) 株式会社 古環境研究所「Ⅱ. 黒丸遺跡における花粉分析」『黒丸遺跡Ⅰ』長崎県文化財調査報告書第127集 一九九六
- (13) 久松潜一校註『風土記』上『日本古典選』朝日新聞社 一九七七
- (14) 長崎県教育委員会「原の辻遺跡 幡鉾川流域総合整備計画(圃場整備事業)に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書Ⅰ」長崎県文化財調査報告書第124集 一九九五
- (15) 宇久町教育委員会「宮ノ首遺跡」宇久町文化財調査報告書2 一九九一
- (16) 勝本町教育委員会「串山ミルメ浦遺跡」第2次調査報告書「勝本町文化財調査報告書第7集 一九八九

第五節 古墳時代の終焉と郡司への道

前節において古墳時代の期間を三世紀中頃から七世紀代と記してきたが、本市においては古墳の築造は七世紀代も継続しており、古墳時代の終焉を単一に引くことは困難である。しかし、七世紀中頃に律令国家の形成が見られることは、この新しい規定によって歴史上の時代概念は画すべきであり、古墳時代の終わりについては七世紀をもって終焉するとうたい。また新谷尚紀は

前方後円墳の消滅する六〇〇年前後が古墳時代の終焉であり(中略)七世紀、六〇〇年代に入るともはや古墳時代ではない。七世紀、六〇〇年代の約一〇〇年間は「記紀」を基礎資料とする文献史学の対象として鮮明化してくる時代であり(中略)群集墳などを対象とする六〇〇年代の墳墓研究は、あくまでも古代墳墓の研究であり、それは「古墳時代」の研究ではない。

としている⁽¹⁾。

『日本書紀』孝德天皇大化二年(六四六)に

甲申に、詔して曰はく、朕聞けらく、西土の君、其の民を戒めて曰へらく、古の葬、高きに因りて墓とす。封かず樹ゑず。棺槨は以ちて骨を朽すに足り、衣衿は以ちて穴を朽すに足るのみ。
で始まる一文が、いわゆる大化の薄葬令と一般に呼ばれている令の一文で、その後には王以下の墓の規定を定めている②。表にすると表4-6のとおりである。

この詔は畿内においては七世紀中葉以降に群集墳が見られなくなることや、表4-6の規定に基づく横口式石棺を埋葬した墳墓が見られることなどにより、かなり効果を挙げたものと見られている③。横口式石棺としては有名な鬼の俎や鬼の雪隠などがそれである。また続けて

凡そ王より以下庶民に至るまでに、殯営ること得ざれ

とし、殯の禁止を挙げている。これはそれまで実施されていた葬送儀礼が厚葬であったことと、期間が長期に及ぶことによる弊害が認められたためといわれている③。

和田萃は、

殯とは、人の死後埋葬するまでの間遺体を小屋内に安置したり、さらには仮埋葬して、遺族や近親のものが小屋に籠って諸儀礼を尽くして奉仕するわが国古代において普遍的に行なわれた葬制である。中国の殯は礼に基づくもので葬礼の一要素にすぎないのに対して、

表4-6 『日本書紀』大化二斗薄葬令の規定

		王以上	上臣	下臣	大仁・小仁	大礼・小智	庶民
石室	長さ	9尺	9尺	9尺	9尺	9尺	(なし)
	広さ	5尺	5尺	5尺	4尺	4尺	(なし)
	高さ	(5尺)	(5尺)	(5尺)	4尺	4尺	(なし)
墳丘	方	9尋	7尋	5尋	不封使平	不封使平	収埋於地
	高さ	5尋	3尋	2.5尋			
役夫		1000人	500人	250人	100人	50人	(なし)
期間		7日	5日	3日	1日	1日	(なし)
葬具	帷帳	白布	白布	白布	白布	白布	匏布
		輜車	担而行之	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)

わが国古代の殯は葬礼の主要素であり、殯の期間、殯宮（喪屋）の起こされる場所、殯宮での諸礼儀などについて、中国の殯といちじるしい違いがある。（中略）『播磨国風土記』飾磨郡安里条・賀毛郡玉野村条の記事は、洗骨葬を示しているとの解釈があるが、あるいは殯に付すことによって骨化した遺骸を二次的埋葬に付したとも考えうる。また、一石室から十数体の骨が発見されることがある。しかし殯が普遍的に行なわれたことを考慮すれば、こうした現象を追葬とのみ解釈することはできない。数ヶ所で殯に付されていた遺骸を、一石室に同時に埋葬したこともありうるからである。そうした場合、その古墳を家族墓とのみ考えずに、村落の共同墓地的なものとも考えることも許されよう。村落構成員の一人が死亡すればただちに古墳を築造するのではなく、かなりの期間殯に付しておき、数体を一度に埋葬したことがあったであろう。

として、殯の一般的であろう動向についても言及している③。

我々が調査を行う場合、殯に供された遺物を指し示すことは困難であるが、この殯という行為は地方においても行われていたことは十分に想定されるところである。

薄葬令に基づく葬送の規律化と殯の禁止は地方においても着実に浸透したのであるが、その考古学的検証は今後の課題である。

ただ、対馬市の矢立山古墳群は、三段築成の積石塚方墳であり、対馬下県直の墳墓とされる。一号墳の墳丘の規模は大略、下段で一メートル、中段で七メートル、上段で五メートルを測り、石室は無袖單室の直方体横穴式石室で、石室の平面は長方形を示している。法量は長さ幅高さが二・九メートル、一・五五メートル、一・八七メートルである。この数値を唐尺（三〇・三センチ）と一尋五尺（一・五一五メートル）で換算すると、方墳の一辺一メートルは七・二尋に、また石室寸法は各々九・六、四・七、六尺に換算され、表4-6の上臣クラスの規制を見て取れる④。令の実践例の一と見られる。

国司は中央官人からの登用であるのに対し、郡司は在地からの登用が主であった。『令集解』卷十七選叙令には

凡そ郡司には、性識清廉にして、時の務に堪へたらむ者を取りて、大領、少領と為よ。強く幹く聡敏にして、書計に

工ならむ者を、主政・主帳と為よ。其れ大領には外従八位上、少領には外従八位下に叙せよ。其れ大領、少領、才用同ぎくは、先づ国造を取れ。

と記し、郡司は聡明で時務に耐え得る者を充てて大領・少領とし、また頑健・聡明で書計に巧みな者は主政・主帳の四等官に登用されたのである⑤。また郡司は司法・行政に対し相対的に独立的な権限を有し、国司のもとで権限を執行したとされる。また、官位も相当され、大領で外従八位上、少領で外従八位下が叙せられた。しかし給与の保障は貧弱であり、その反対給付として大領に六町、少領に四町、主政・主帳に各二町が職分田として官給された（『令集解』卷十二田令）。大宝二年（七〇二）の「筑前国嶋郡川辺里戸籍残簡」⑥には、同郡大領正八位上勲十等肥君猪手の家族構成として一二四名を記し、家父長的奴隸性家族で口分田一三町六反一二〇歩と官給田を合わせた二〇町を農業経営していたとされる。またその他に海上交通の手段掌握や製塩などにも従事していたとされる。このように古代の郡司職はその才覚により実力を十分に発揮し、地方の掌握・管理を適切に行っていたのであろう。しかし、このような状況下においても紛争事は発生するものである。『日本三代実録』卷一三、貞観八年（八六六）七月十五日の記事として、

十五日丁巳、大宰府駅を馳せて奏言しけらく、肥前国基肆郡の人川邊豊穂告さく、同郡の擬大領山春永、豊穂に語りて云はく、「新羅の人珍賓長と共に新羅国に渡り、兵器器械を造る術を教い、還り来りて対馬嶋を撃ち取らん。藤津郡の領葛津貞津、高来郡の擬大領大刀主、彼杵郡の人永岡藤津等、是れ同じく謀る者なり」と。仍りて射手四十五人の名簿を副えて進る」と。

と記している⑦。すなわち令外の官である擬大領の山春永が豊穂に言うには新羅人である珍賓長と新羅に渡って兵器の製作法を教示し、対馬の嶋を奪取しようと画策しているということであった。共犯者として藤津郡領の葛津貞津、高来郡擬大領大刀主、彼杵郡人永岡藤津が挙げられている。そこで政府は射手を四五人派遣して対応したというものである。原因が何であったのか、結果はどうなったのかは記載されてなく判然としないが、後続記事がないことから決着したのであろう。地方のエリートとしての郡司層の企図は失敗に終わったのであるが、彼らが前述してきた古墳に葬られた被葬者の末裔であ

ろうことは想像に難くない。

三代実録の記事が、彼杵・藤津・高来三郡を含む反政府行動であつたことや、新羅とも交誼があつたことなどと類似するものとして、『日本書紀』継体紀二十一年（五二七）夏六月の条に載せる筑紫の君磐井の乱を挙げることができる。その概要は、さきに新羅に破られた加羅・喙胡吞^{とくことむ}を回復し任那にあわせようと、近江毛野の臣に衆六万を率いて任那に派兵しようとした。これに対し筑紫の国の造・磐井が挙兵をしたのである。新羅はこのことを知り密かに賄賂を磐井のもとに送り、毛野の臣の軍を防ぎ遏めよと力づけた。磐井は火国（肥後）、豊国（豊前・豊後）を傘下に治め朝廷への恭順を取りやめさせ、外には海路を押さえて高句麗・百濟・新羅・任那などからの年ごとの貢物を納める船を自分のところに引き入れたとする。そこで天皇は物部大連鹿鹿火を征夷大將軍として派遣し、翌二十二年十一月筑紫の御井郡（福岡県久留米市付近）の熾烈な戦闘で磐井を斬り、境界を定めたとする。翌十二月、磐井の子葛子は父の罪に連座して罰せられることを恐れ、糟屋の屯倉を献上して死罪を免れるよう要請したという。

更に『風土記逸文』⑧では筑紫君・磐井の墳墓の所在と規模、墳墓に接する衙頭（政治を行う場）や石人・石馬の事を記し、更に叛乱の起こつた理由、すなわち朝廷の意思にそむき寿墓（生前に自分の墳墓を作ること）を造つたことにより、にわかには官軍を派兵し戦が勃発したということを伝える。そして磐井は豊前国上膳県に逃れ、「南の山の峻しき嶺の曲に終りき」としている。

筑紫国造家に生まれた磐井は六世紀前半代から筑・豊・肥に威を張るほどに勢力範囲を増し、政権と遂には敵対するほどの実力を持つに至つたようだ。これは単に新羅との友誼関係のみによつてもたらされたものでなく、その背景には政権の度重なる朝鮮派兵による疲弊などの負の面と、新羅との交易に役立つ地の利を糟屋や周辺の津にその勢力を及ぼした正の面を併せ持っていたからである。『日本書紀』や『風土記逸文』に土蜘蛛としてではなく、個人名としての筑紫の君磐井として登場させているのは、諸書の編纂目的の一として多くの人に読ませる、更に国威の発揚として表示した感を強くさせるものである。伊吉島造・杵岐島造は『国造本紀』⑨では

磐余玉穗朝御世（継体）に、石井に従える新羅の海辺の人を伐し、天津水凝の後・上毛布直をもって造としたまう

とし、磐井勢力の根底からの払拭を行っているようだ。また彦岐島に所在する双六古墳、笹塚古墳、兵瀬古墳、鬼の窟古墳、掛木古墳など長大な複室式横穴式石室をもつ大型古墳に関して広瀬和雄は

中央政権の主導によって（中略）国家の一員としての北・中部九州首長層のイデオロギーの一体意識の発揚

によって生み出されたものであるとの見解を示している⑩。しかし、後代の風土記における土蜘蛛伝説や温泉神の非式内社化、三代実録に載せる郡司らの企てなどは時の政権に従属しない地方の対抗である一方、平戸島志々岐神社の式内社化、国分寺・国分尼寺の佐嘉・神崎での建立、彦岐島分寺の建立なども、肯わない民への遠巻きの懐柔策であつたとも想定されるのである。

（秀島貞康）

註

- ① 新谷尚紀「民俗学からみる古墳時代」『季刊 考古学』第二一七号 雄山閣 二〇一一
- ② 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中 進・毛利正守校注・訳『新編日本古典文学全集4 日本書紀③』小学館 一九九八
- ③ 和田 萃「殯の基礎的考察」森 浩一編『論集 終末期古墳』歴史学研究会 一九七三
- ④ 福岡大学考古学研究室『国史跡矢立山古墳群―保存修理事業に伴う発掘調査―』厳原町文化財調査報告書第7集 厳原町教育委員会 二〇一二
- ⑤ 井上光貞・関 晃・土田直鎮・青木和夫・岩波雄一郎校注『日本思想大系3 律令』岩波書店 一九七六
- ⑥ 「令義解」『新訂増補国史大系』第二十二巻 黒板勝美編 吉川弘文館 二〇〇〇
- ⑦ 「大玉二年筑前国嶋郡川辺里戸籍」『大日本古文書（編年文書）』東大史料編纂所 奈良時代古文書フルテキストデータベース
- ⑧ 武田祐吉・佐藤謙三訳『読み下し 三代実録（上巻）清和天皇』戎光祥出版 二〇〇九
- ⑨ 久松潜「校註「風土記逸文」「風土記」下『日本古典選』朝日新聞社 一九七七
- ⑩ 飯田季治校訂『標註 旧事紀校本』瑞穂出版 一九四七
- 広瀬和雄「彦岐島の後・終末期古墳の歴史的意義」『国立歴史民俗博物館研究報告』第158集 国立歴史民俗博物館 二〇一